

消防広第191号
令和2年7月17日

各都道府県知事 殿

消防庁長官
(公印省略)

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの改定等について

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

令和2年5月29日、中央防災会議幹事会において、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）が改定されました。

これを受け、消防庁において、下記のとおり、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「南海トラフAP」という。）を改定しました。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内消防本部に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 改定背景、概要

想定震源断層域の一部の領域で割れ残りが生じるとされているマグニチュード8クラスの地震発生時も含め、緊急消防援助隊を柔軟に運用できるようにしたほか、後発地震発生時の対応等について新たに定めた。詳細は別添1のとおり。

2 主な改定内容

次のとおり（以下【 】は別添2（新旧対照表）の該当箇所）。また、南海トラフAP（改定版）は別添3のとおり。

- ① 南海トラフAPの適用基準に、想定震源断層域と重なる区域でマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）を追加した。

【P. 5 第2章 第2節 1(2)】

- ② 緊急消防援助隊の運用方針として、地震による被害状況及び被害推計、重点受援県、具体計画に基づく先発地震重点受援県を踏まえ、受援都道府県を柔軟かつ速やかに決定することとした。

【P. 5 第3章 第1節】

- ③ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間（対象地震発生から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は自県で活動し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動することとした。

【P. 7 第3章 第3節 1】

- ④ 改定前と同様に大きく被災する地域ごとに計4パターンの応援編成計画を作成するが、被害確認後応援都道府県の都道府県大隊については、あらかじめ応援先を指定せず、出動可能隊数報告及び被害状況等を踏まえて消防庁が応援先を柔軟に決定するとともに、即時応援都道府県の都道府県大隊については、重点受援県以外の都道府県に応援が必要となった場合等は消防庁において応援先を柔軟に変更することとした。

【P. 7 第3章 第3節 2】

- ⑤ 後発地震への対応として、緊急消防援助隊が先発地震の被災地に到着する前に後発地震が発生した場合の必要に応じた応援先の変更等や、同隊が同被災地に到着した後に後発地震が発生した場合の必要に応じた部隊移動等を追記した。

【P. 15 第3章 第8節】

3 その他

今般の具体計画及び南海トラフAPの改定において、南海トラフ地震の想定震源断層域の全体が破壊されるマグニチュード9クラスの地震だけでなく、一部の領域で割れ残りが生じるとされるマグニチュード8クラスの地震への対応についても規定されたことから、（暫定版）東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン（平成30年3月16日策定）の運用を停止する。

消防庁 国民保護・防災部 防災課
広域応援室 広域応援企画係

鈴木補佐・入澤係長・田中事務官・^{ふるは}古波事務官

電話 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537

E-mail : c.furuha@soumu.go.jp

南海トラフ地震における緊急消防援助隊 アクションプランの改定背景、概要

令和2年7月17日
消防庁 広域応援室

「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の概要

アクションプランの位置づけ

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画第4章4において、南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、第一次出動都道府県大隊※1及び出動準備都道府県大隊※2だけでは、消防力が不足すると考えられることから、消防庁長官が別に当該地震ごとにアクションプラン(以下「AP」という。)を定めることとしている。全国から広く応援が必要となる当該災害ごとにAPを定めることにより、被災地において緊急消防援助隊が迅速・的確に活動することが期待できる。

なお、南海トラフ地震における緊急消防援助隊AP(以下「南海トラフAP」という。)は「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定)(以下「具体計画」という。)の内容を踏まえたものとなっている。

※1 第一次出動都道府県大隊：原則として、第一次的に応援出動する都道府県大隊。都道府県ごとに隣接4都道府県を指定している。

※2 出動準備都道府県大隊：大規模災害等が発生した場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊。都道府県ごとに近隣の12都道府県(第一次出動都道府県を除く。)を指定している。

南海トラフAP(改定前)の特徴

- ① 重点受援県※3以外から応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入
- ② 被害が想定されない都道府県の一部の部隊に出動指示を行うなど、初動時の迅速性を確保
- ③ 迅速に応援先を決定するため、4パターンに応援編成計画を作成
- ④ 具体的な応援先が決まるまでの進出目標として「広域進出拠点」を設定し、迅速かつ柔軟に出動

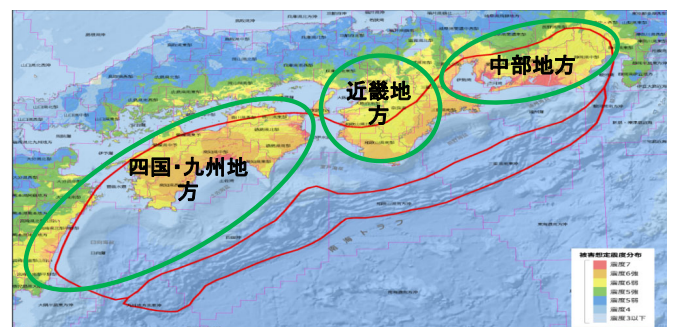
過去の改定

- 平成28年3月29日 策定
- 平成29年3月29日 改定

<前回の主な改定内容>

被害が想定されない都道府県を「即時応援都道府県※3」と定義し、南海トラフAPの適用と同時に一部の部隊に対して出動指示を行うなど、初動時の迅速性を高めた。

※3 重点受援県や即時応援都道府県の詳細は3ページを参照。



● 重点受援県(10県)

具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける都道府県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。

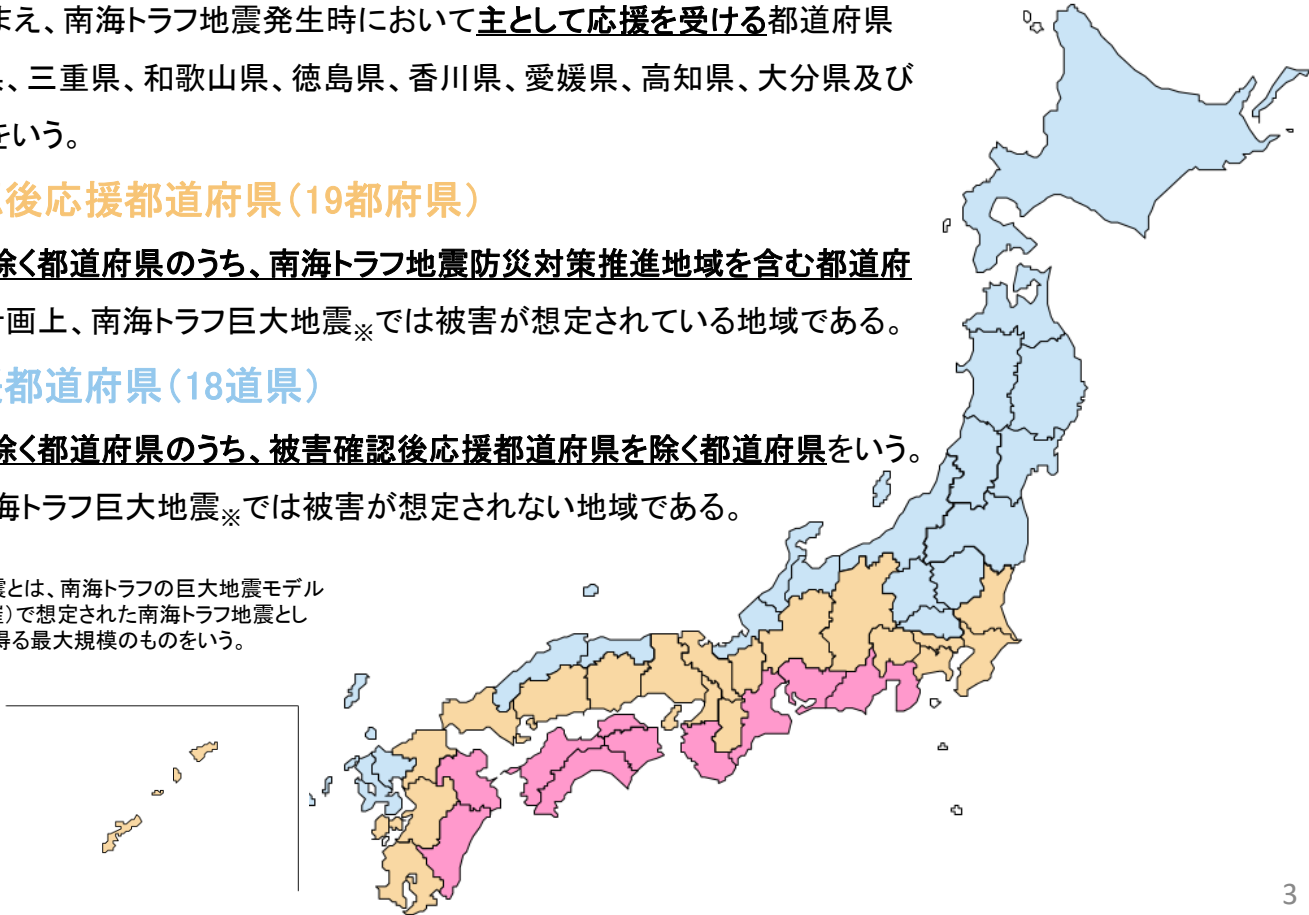
● 被害確認後応援都道府県(19都道府県)

重点受援県を除く都道府県のうち、南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県をいう。具体計画上、南海トラフ巨大地震※では被害が想定されている地域である。

● 即時応援都道府県(18道県)

重点受援県を除く都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。具体計画上、南海トラフ巨大地震※では被害が想定されない地域である。

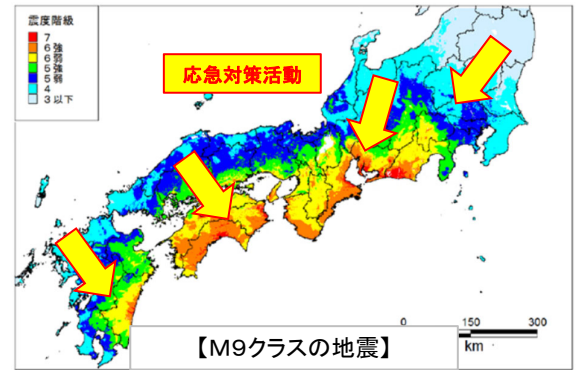
※ 南海トラフ巨大地震とは、南海トラフの巨大地震モデル検討会(内閣府主催)で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。



改定の背景

南海トラフAP(改定前)の想定

- 東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊
- 地震の規模:M9.1
- 重点受援県10県の全てに大きな被害
- 重点受援県全てに緊急消防援助隊が出動



消防庁図上訓練や被害推計結果を踏まえた改定

- ①令和元年度の消防庁図上訓練結果、②地震防災情報システムの被害推計結果の活用などを踏まえ、一部部隊の応援先を柔軟に指定できるよう改定

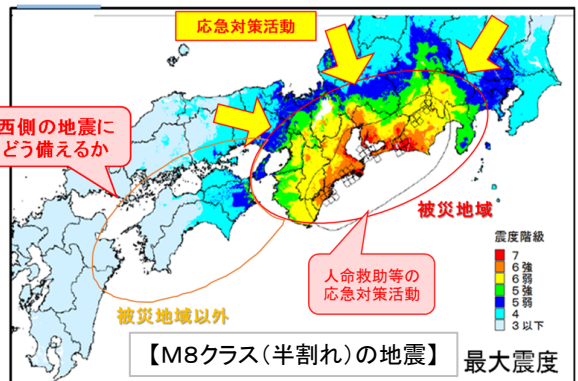
新たな想定を踏まえた改定

想定震源域の全体が破壊(全割れ)されるM9クラスの地震だけでなく、一部の領域で割れ残り(半割れ)が生じることが想定されるM8クラスの地震への対応について取決めが必要

- (ポイント1) 半割れの場合、重点受援県の被害に偏りが出る。
- (ポイント2) 後発地震はいつ発生するか不明

直近2回の南海トラフ地震では、東側でM8クラスの地震が起きた後、約32時間又は約2年間経って西側でもM8クラスの地震が発生

1900年以降、世界でM8以上の地震発生後、隣接領域でM8以上の後発地震が7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度(7事例/103事例)



【参考】

・令和元年5月の中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画(以下「推進基本計画」という。)」が改定され、想定震源域のプレート境界でM8クラスの地震が発生した場合等における国や地方公共団体等の後発地震に備えた防災対応が新たに定められた。

・推進基本計画の改定に伴い、令和2年5月29日、中央防災会議幹事会において、国や地方公共団体等が行うべき応援に関する事項を定めた具体計画が改定された。

1 被害状況(被害推計)等を踏まえた応援部隊の柔軟な配置【6~8ページ参照】

- ・ 重点受援県の被害状況(被害推計)に偏りが出た場合、柔軟に応援部隊を配置
- ・ 訓練結果等を踏まえた応援編成計画の見直し
- ・ 重点受援県以外への応援について明示

2 被害が比較的小さい重点受援県の対応【9~11ページ参照】

- ・ 陸上隊は、1週間、後発地震に備えて自県で活動
- ・ 航空小隊は、転戦が容易なため、応援可能な隊は出動

3 後発地震発生後の転戦【12ページ参照】

- ・ 活動中及び被災地へ移動中の応援部隊の転戦(部隊移動や引揚げ)

4 その他

- ・ 暫定版東海地震における緊急消防援助隊APの運用停止【13ページ参照】
- ・ 統括指揮支援隊及び航空小隊から優先的に出動指示
- ・ 受援都道府県内の統括指揮支援隊及び指揮支援隊が属する消防本部の対応について明示
- ・ 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊に係る内容を追加(H31.3制度化)
- ・ 引用資料等の更新

【主な改定内容1】被害状況(被害推計)等を踏まえた応援部隊の柔軟な配置①

改定上のポイント

- 改定前の応援編成計画ではM9クラスを想定し、重点受援県10県の全てに緊急消防援助隊を派遣することとしていた。
→ M8クラス(半割れ)の地震では、重点受援県の中でも応援の必要がない県が発生する可能性が高い。
- 重点受援県以外の都道府県にも応援が必要な可能性がある。

どちらにも対応できる柔軟な計画へ

【M9クラスの地震(中部地方が大きく被災)の被害割合(赤字の数)】



引用:南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の広域応援体制等の具体化に関する関係省庁会議資料(令和元年6月24日)に一部加筆

【M8クラスの地震(中部地方が大きく被災)の被害割合(赤字の数)】



引用:南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の広域応援体制等の具体化に関する関係省庁会議資料(令和元年6月24日)

【主な改定内容1】被害状況(被害推計)等を踏まえた応援部隊の柔軟な配置②

応援編成計画

応援編成計画は、4パターン(中部地方※1、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれが大きく被災するパターン)

大きな地震波を発生させる強震動生成域の場所、プレートが大きく滑る場所等によっては、被害状況が大きく異なることから、中央防災会議では上記4パターンに分け被害想定を行っている。南海トラフAPにおいても、この被害想定に合わせて4パターンの応援編成計画を作成することで、迅速に緊急消防援助隊を配置できるようにしている。

なお、応援編成計画は、都道府県大隊及び航空小隊のそれぞれにおいて4パターン作成している。

※1 中央防災会議の被害想定では「中部地方」ではなく「東海地方」のくり取りで取り扱われているが、具体計画の中で「中部地方」として取り扱われていること、南海トラフAPの中で規定する「中部地方」が「東海地方」を包括していることから、改定後の南海トラフAPの応援編成計画では、「東海地方」ではなく「中部地方」を使用する。

【改定前】都道府県大隊の応援編成計画(中部地方が大きく被災)

【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：東海地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊※1	被害確認後応援都道府県大隊※2
東海	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	山梨県
	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	長野県、岐阜県
近畿	和歌山県	富山県	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県
四国	徳島県	石川県	岡山県
	香川県	福井県	
	愛媛県	鳥取県	広島県
	高知県	島根県	兵庫県
九州	大分県	佐賀県	山口県
	宮崎県	長崎県	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道※3	

<課題1>

地震の震源及び規模等によっては、重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる可能性がある。

<課題2>

M8クラスの地震(半割れ)においては、被害が比較的小さく応援の必要がない重点受援県が発生することがあり、被害状況に応じて部隊をより有効に配置するため、当該県を応援先としている都道府県大隊※2の応援先を変更する必要がある。ただし、地震発生直後、気象庁で「全割れ」・「半割れ」の判断ができない可能性がある。

※2 左表において、仮に、四国地方、九州地方への応援の必要がないとした場合、石川県(応援先:徳島県)~長崎県(応援先:宮崎県)が該当。

<課題3>

被害確認後応援都道府県の部隊が応援可能となるタイミングは、それぞれの都道府県の被害状況等によって変わり、そのタイミングは都道府県ごとにバラツキがあるため、応援編成計画どおりに隊を配置できない。(消防庁訓練等で検証済)

【主な改定内容1】被害状況(被害推計)等を踏まえた応援部隊の柔軟な配置③

【改定前】都道府県大隊の応援編成計画

【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：東海地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊※1	被害確認後応援都道府県大隊※2
東海	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	山梨県
	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	長野県、岐阜県
近畿	和歌山県	富山県	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県
四国	徳島県	石川県	岡山県
	香川県	福井県	
	愛媛県	鳥取県	広島県
	高知県	島根県	兵庫県
九州	大分県	佐賀県	山口県
	宮崎県	長崎県	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道※3	

改定内容

以前同様4パターンの応援編成計画を作成するが、次のとおり被害状況等に応じて柔軟に部隊を配置できる応援編成計画とする。

<課題1・2(前ページ)に係る改定>

即時応援都道府県(北海道を除く。)の都道府県大隊の応援先は現行のとおり指定しておくものとするが、これらの都道府県大隊であっても、①重点受援県以外の都道府県に応援が必要となった場合又は②応援の必要がない重点受援県が発生した場合、消防庁において応援先を柔軟に変更する。(本文の適所に記載)

<課題3(前ページ)に係る改定> ※左表参照

被害確認後応援都道府県の都道府県大隊は、あらかじめ応援先を指定せず、出動可能隊数報告及び被害状況等を踏まえ、消防庁が応援先を柔軟に決定する。

上記の改定により、被災地への到着が遅延しないよう、応援先の決定(又は変更)に時間を要する場合には、広域進出拠点又は集結場所への出動を指示する。

【改定後】都道府県大隊の応援編成計画

【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：中部地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	
	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	
近畿	和歌山県	富山県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
四国	徳島県	石川県	岡山県、広島県、山口県
	香川県	福井県	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
	愛媛県	鳥取県	
	高知県	島根県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道(応援先は長官が指示する。)	

単純に「全割れの応援編成計画4パターン」に「半割れの応援編成計画パターン」を追加しない理由

地震発生直後、気象庁で「全割れ」・「半割れ」の判断ができない可能性があるため、「全割れ」・「半割れ」パターンそれぞれの応援編成計画を定めても、応援編成計画のパターンを判断できず、返って応援先の決定が遅れるおそれがある。

【主な改定内容2】被害が比較的小さい重点受援県の対応①

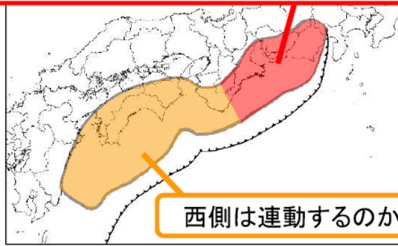
改定上のポイント

被害が比較的小さい重点受援県であっても、対象地震発生後1週間は後発地震に備える必要がある。

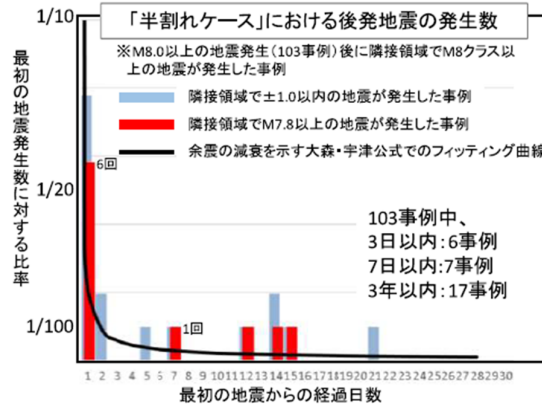
なぜ後発地震に備える必要があるのか。

想定震源域の一部が破壊(半割れ)された場合は、引き続き、想定震源域内のどこかで大規模地震(後発地震)が発生する可能性が相対的に高まる。(M8.0以上の後発地震が発生する可能性は通常の100倍程度)

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの?



M8.0以上の後発地震が7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度(7事例/103事例)

通常の100倍程度の確率

※通常「30年以内に70~80%」の確率を7日以内に換算すると千回に1回程度

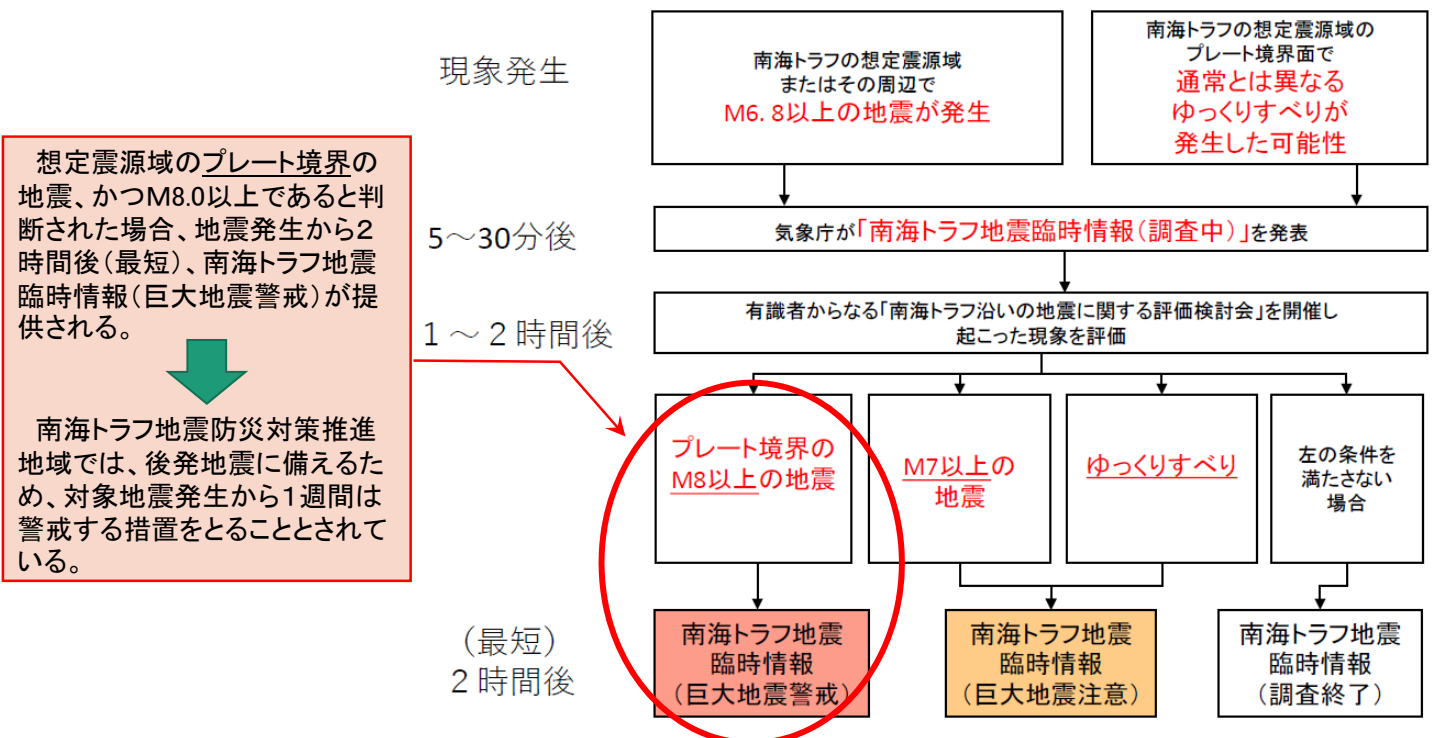
引用:南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)(平成30年12月南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ)から抜粋

9

【主な改定内容2】被害が比較的小さい重点受援県の対応②

気象庁からの「南海トラフ地震臨時情報」

南海トラフ沿いで異常な現状(地震の発生その他の現象)が発生した場合、気象庁から南海トラフ地震発生の可能性の高まりに関する情報(南海トラフ地震臨時情報)が提供される。(令和元年5月31日から提供開始)



引用:「南海トラフ地震臨時情報」の提供開始について(令和元年5月31日 気象庁地震火山部)から抜粋、一部加工

10

【主な改定内容2】被害が比較的小さい重点受援県の対応③

改定内容

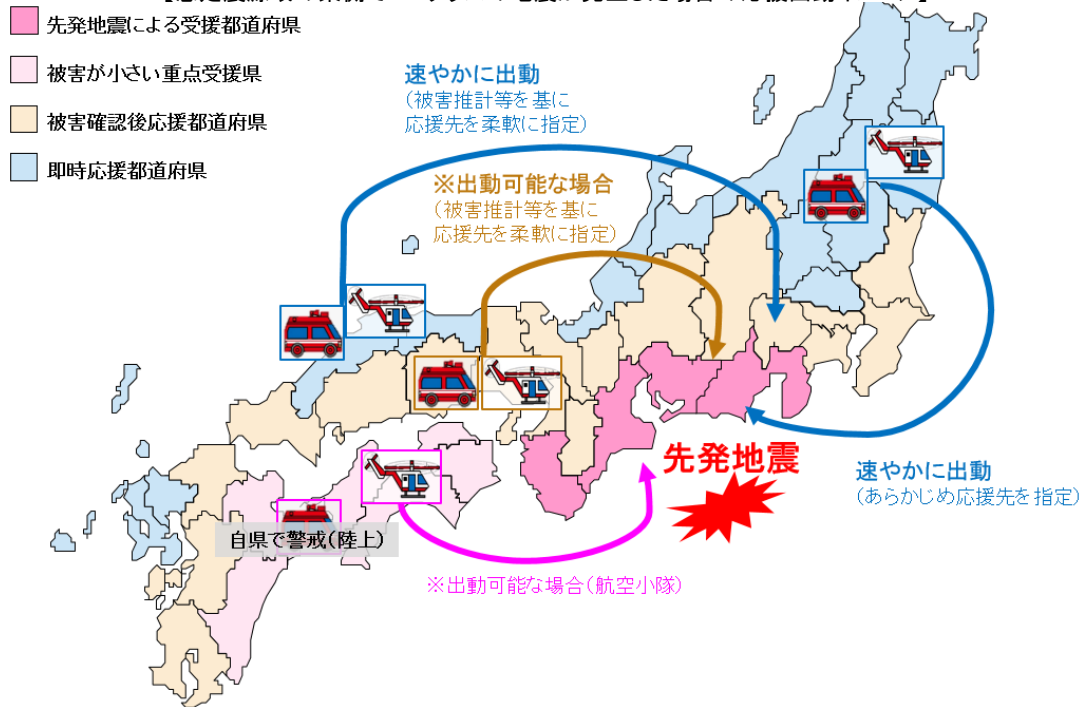
○重点受援県の陸上隊は、対象地震発生後1週間は後発地震に備え、地元で警戒業務を行い、応援は行わない。

※推進基本計画、具体計画の改定内容に準じたもの。

○重点受援県の航空小隊は、転用容易のため、出動が可能な場合、応援を行うことができるものとする。

※具体計画の改定内容に準じたもの。

【想定震源域の東側でM8クラスの地震が発生した場合の応援出動イメージ】



11

【主な改定内容3】後発地震発生後の転戦

改定内容

○被災地到着前に後発地震が発生した場合、次の事項を踏まえ、必要に応じて応援先の変更等を行う。

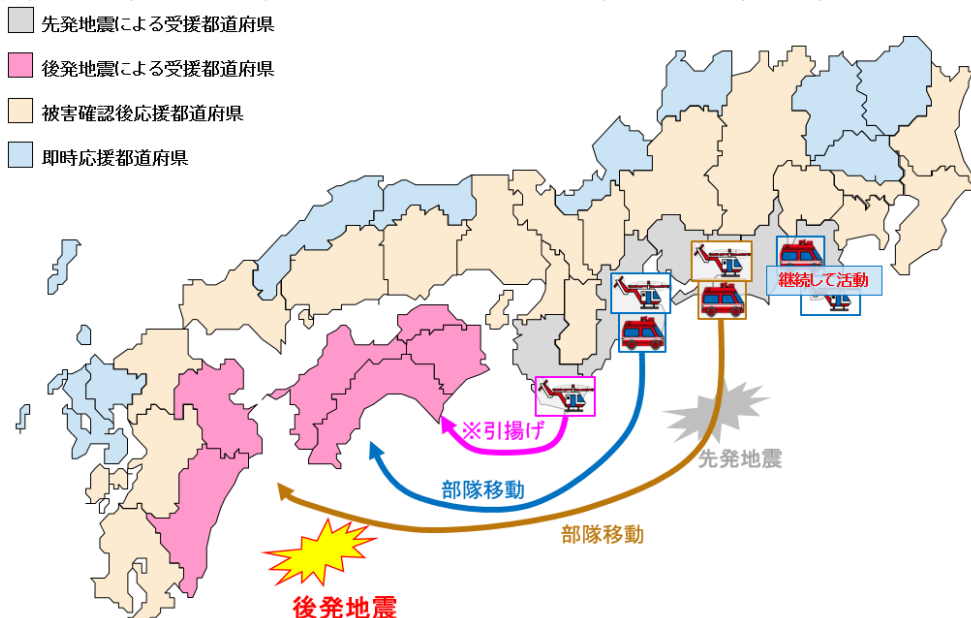
①後発地震による被害状況 ②出動中の緊急消防援助隊の位置 ③緊急災害対策本部の部隊移動の方針 ④緊急消防援助隊の引揚げ要望

○被災地で活動中に後発地震が発生した場合、次の事項を踏まえ、必要に応じて部隊移動等を行う。

①後発地震による被害状況 ②先発地震の被災地の状況 ③先発地震発生からの経過時間 ④新たに応援の必要がある都道府県の位置

⑤緊急災害対策本部の部隊移動の方針 ⑥緊急消防援助隊の引揚げ要望

【想定震源域の東側で先発地震が発生、その後、西側で後発地震が発生した場合の部隊移動等のイメージ】



12

南海トラフ沿いの地震における緊急消防援助隊の計画の変遷

東海地震における緊急消防援助隊運用方針・AP

「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成16年6月29日中央防災会議幹事会決定）の内容を踏まえたもの

平成17年2月4日 策定（平成20年11月10日最終改定）
平成30年3月16日 暫定版東海APへ全部改正

東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針・AP

「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成19年3月20日中央防災会議幹事会決定）の内容を踏まえたもの

平成19年5月23日 策定（平成20年8月4日最終改定）
平成30年3月16日 運用停止

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
→ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

南海トラフAP

「南海トラフ地震」の具体計画（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定）の内容を踏まえたもの

平成28年3月29日 策定（平成29年3月29日 改定）

中央防災会議防災対策実行会議（平成29年9月26日）において、南海トラフ沿いで「半割れ」が発生した場合における防災対応等の基本的方向性が示された。
→ 「南海トラフ地震」の具体計画が「東海地震」の内容を含んだものとなり、南海トラフAPを改定するまでの暫定的な計画として、「【暫定版】東海地震における緊急消防援助隊AP（以下「暫定版東海AP」という。）」を策定することにした。

暫定版東海AP 平成30年3月16日 策定

「南海トラフ地震」の具体計画において、南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震（全割れ）だけでなく、半割れを想定した内容が盛り込まれた。（令和2年5月29日）

南海トラフAPへ計画を一本化

これまでの運用と同様に、暫定版東海APは運用停止

新旧対照表（南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン）

別添 2

新	旧	備考
<p>策定 平成 28 年 3 月 29 日 変更 平成 29 年 3 月 29 日 変更 <u>令和 2 年 7 月 17 日</u></p> <p>南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン</p> <p>目次</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p> 第1節 <u>趣旨・目的</u></p> <p> 第2節 <u>用語の定義</u></p> <p> 第3節 <u>緊急消防援助隊の出動指示</u></p> <p>第2章 <u>想定・適用基準</u></p> <p> 第1節 <u>想定する地震・被害</u> (削除 ※第1章第2節へ)</p> <p> 第2節 <u>適用基準</u> (削除 ※第1章第3節へ)</p> <p>第3章 <u>緊急消防援助隊の運用方針</u></p> <p> 第1節 <u>受援都道府県の選定</u></p> <p> 第2節 <u>統括指揮支援隊及び指揮支援隊</u></p> <p> 第3節 <u>都道府県大隊</u></p> <p> 第4節 <u>水上小隊</u></p> <p> 第5節 <u>航空指揮支援隊</u></p> <p> 第6節 <u>航空小隊</u></p> <p> 第7節 <u>航空後方支援小隊</u></p> <p> 第8節 <u>後発地震への対応</u></p> <p>第4章 <u>発災から出動まで</u></p> <p> 第1節 <u>消防庁と即時応援都道府県の対応</u></p> <p> 第2節 <u>消防庁と被害確認後応援都道府県の対応</u></p> <p> 第3節 <u>消防庁と重点受援県の対応</u> (削除)</p> <p>第5章 <u>進出ルート・目標等</u></p>	<p>策定 平成 28 年 3 月 29 日 変更 平成 29 年 3 月 29 日</p> <p>南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン</p> <p>目次</p> <p>第1章 <u>趣旨・目的</u></p> <p> (新設)</p> <p> (新設)</p> <p> (新設)</p> <p>第2章 <u>想定・適用基準</u></p> <p> 第1節 <u>想定する地震・被害</u></p> <p> 第2節 <u>重点受援県等の定義</u></p> <p> 第3節 <u>適用基準</u></p> <p> 第4節 <u>緊急消防援助隊の出動指示</u></p> <p>第3章 <u>発災後の対応</u></p> <p> 第1節 <u>消防庁と即時応援都道府県の対応</u></p> <p> 第2節 <u>消防庁と被害確認後応援都道府県の対応</u></p> <p> 第3節 <u>消防庁と重点受援県の対応</u></p> <p> 第4節 <u>その他の対応</u></p> <p>第4章 <u>緊急消防援助隊の運用方針</u></p> <p> (新設)</p> <p> 第1節 <u>指揮支援部隊</u></p> <p> 第2節 <u>都道府県大隊</u></p> <p> 第3節 <u>航空小隊</u></p> <p> 第4節 <u>水上小隊</u> (新設)</p> <p> (新設)</p> <p> (新設)</p> <p>第5章 <u>進出ルート・目標等</u></p>	<p>第3章と第4章を入替え</p> <p>第3章第4節は、第5章と内容が重複するものが多いことから、第5章へ集約</p>

<p>第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等</p> <p>第2節 指揮支援部隊の進出</p> <p>第3節 都道府県大隊の進出</p> <p>第6章 被災地外における地域医療搬送</p> <p>第1節 <u>被災地外における地域医療搬送に必要な拠点</u></p> <p>第2節 各機関の対応</p>	<p>第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点</p> <p>第2節 指揮支援部隊の進出</p> <p>第3節 都道府県大隊の進出</p> <p>第6章 被災地外における地域医療搬送</p> <p>第1節 <u>用語の定義</u></p> <p>第2節 各機関の対応</p>	
<p>第1章 <u>総則</u></p> <p><u>第1節 趣旨・目的</u></p> <p>この南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。</p> <p>本アクションプランにおいて、南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。</p> <p>なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「<u>要請要綱</u>という。）、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。</p> <p><u>第2節 用語の定義</u></p> <p><u>1 重点受援県とは、具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける都道府県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。</u></p> <p><u>2 被害確認後応援都道府県とは、重点受援県を除く都道府県（以下「<u>応援都道府県</u>」という。）のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「<u>推進地域</u>」という。）を含む都道府県（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の19都府</u></p>	<p>第1章 <u>趣旨・目的</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>この南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。</p> <p>本アクションプランにおいて、南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。</p> <p>なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2章、第6章のそれぞれで定義して いたものを集約</p>

<p><u>県)をいう。</u></p> <p><u>3 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、佐賀県及び長崎県の18道県）をいう。</u></p> <p><u>4 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の第6章第1節1に規定する航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。</u></p> <p><u>5 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を超えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。</u></p> <p><u>第3節 緊急消防援助隊の出動指示</u></p> <p><u>本アクションプランに基づく緊急消防援助隊（受援都道府県内の消防本部に属する緊急消防援助隊は除く。）の出動は、消防組織法第44条第5項の規定に基づく指示とする。</u></p>	<p><u>(新設 ※第2章第4節から移動)</u></p>	
<p>第2章 想定・適用基準</p> <p>第1節 想定する地震・被害</p> <p>本アクションプランにおいて想定する地震及び<u>想定する最大の被害は、次のとおりとする。</u></p> <p>1 想定する地震（南海トラフ地震）</p> <p>(1) 震源断層域：中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（南海トラフの巨大地震モデル検討会）による想定震源断層域</p> <p>< <u>図1</u> 省略 ></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 地震の規模：モーメントマグニチュード¹ 8.0以上</u></p>	<p>第2章 想定・適用基準</p> <p>第1節 想定する地震・被害</p> <p>本アクションプランにおいて想定する地震及び<u>当該地震による被害は、次のとおりとする。</u></p> <p>1 想定する地震（南海トラフ地震）</p> <p>(1) 震源断層域：中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（南海トラフの巨大地震モデル検討会）による想定震源断層域</p> <p>< <u>図</u> 省略 ></p> <p><u>(2) 想定ケース：東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊された場合（3連動地震）</u></p> <p><u>(3) モーメントマグニチュード：9.1</u></p>	<p>M9クラスの最大規模の地震だけでなく、M8クラスの地震も想定の対象とした。</p>

¹ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。

2 想定する最大の被害

中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による南海トラフ巨大地震の被害想定²のうち、「東海地方」、「近畿地方」、「四国地方」、「九州地方」がそれぞれ大きく被災する4ケース（各ケース共に最大の被害【地震動：陸側、時間帯：冬深夜、風速：8m/s、津波への早期避難率：津波避難意識アンケート結果に基づく避難率】）を想定

< 表1 省略 >

(削除 ※第1章第2節へ)

第2節 適用基準

- 1 本アクションプランは、具体計画に基づき、発生した地震の震央地名が、表2に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

2 想定する被害

中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による南海トラフ巨大地震の被害想定の概要（全96パターン）のうち、「東海地方」、「近畿地方」、「四国地方」、「九州地方」がそれぞれ大きく被災する4ケース（各ケース共に最大の被害【地震動：陸側、時間帯：冬深夜、風速：8m/s、津波への早期避難率：低い場合】）を想定。

< 表1 省略 >

第2節 重点受援県等の定義

- 1 重点受援県とは、具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける都道府県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。

なお、被害状況等に応じて、重点受援県以外の都道府県への応援を実施する可能性を考慮し、柔軟かつ適切な運用を行うものとする。

- 2 被害確認後応援都道府県とは、重点受援県を除く都道府県（以下「応援都道府県」という。）のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県）をいう。

- 3 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。

第3節 適用基準

- 1 当該被害想定を踏まえ、本アクションプランは、以下の(1)、(2)の条件をいずれも満たす地震が発生した場合に適用する。
 - (1) 発生した地震の震央地名が、表2に示す南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当すること。

² 内閣府政策統括官（防災担当）がその後再計算した最新の推計を活用（令和元年8月公表）

<p>< 表2 省略 ></p> <p>(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合</p> <p>【各地方の都道府県分類】</p> <p>○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県</p> <p>○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県</p> <p>○四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県</p> <p><u>(2) 発生した地震がマグニチュード 8.0 以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）³が発表される可能性がある場合）</u></p> <p>2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の<u>ほか</u>、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。</p> <p><u>（削除 ※第1章第3節へ）</u></p>	<p>< 表2 省略 ></p> <p>(2) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合、<u>又は大津波警報が発表された場合。</u></p> <p>【各地方の都道府県分類】</p> <p>○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県</p> <p>○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県</p> <p>○四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の<u>他</u>、<u>表1に示す南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は</u>本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。</p> <p><u>第4節 緊急消防援助隊の出動指示</u></p> <p><u>本アクションプランに基づく緊急消防援助隊の出動は、消防組織法第44条第5項の規定に基づく指示によるものとする。</u></p>	<p>具体計画に新たに追記された判断基準と同様の基準を追記</p>
<p><u>第3章 緊急消防援助隊の運用方針</u></p> <p><u>第1節 受援都道府県の選定</u></p> <p><u>消防庁は、次に掲げる事項に基づき、受援都道府県を柔軟かつ速やかに決定する。</u></p> <p><u>なお、地震の震源及び規模等によっては、重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる可能性及び応援の必要がない重点受援県が発生する可能性があることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 被害状況及び被害推計⁴</u></p>	<p><u>第4章 緊急消防援助隊の運用方針</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	

³ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議）において、気象庁が想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表されると規定されている。これが発表された場合、後発地震に備えるため、対象地震発生から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）、推進地域では警戒する措置をとることとされている。

⁴ 具体計画に規定された、地震防災情報システムの被害推計結果を基にした都道府県ごとの被害量（死者数及び自力脱出困難者数）の推計のことをいう。

(2) 重点受援県

(3) 具体計画に基づく先発地震重点受援県⁵

第2節 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

1 隊の規模

統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、原則として、受援都道府県及び重点受援県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね 50 隊⁶）。

2 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置

統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

(1) 統括指揮支援隊は、要請要綱別表Bに掲げる統括指揮支援隊の属する消防本部に限らず運用するものとし、原則として、表3を基に全ての重点受援県に配置する。ただし、被害推計及び被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先を変更する。

(2) 統括指揮支援隊は、出動可能隊数報告及び到着までに要する時間等を踏まえ、被害が大きいと見込まれる都道府県から順に配置する。

(3) 統括指揮支援隊は、原則として、航空小隊により輸送する。

(4) 指揮支援隊は、原則として、統括指揮支援隊の配置を決定した後、出動可能隊数報告及び到着までに要する時間等を考慮し、被害が大きいと見込まれる都道府県から順に配置する。

(5) 指揮支援隊は、本アクションプランを適用する場合、原則として、陸路で車両により移動する。ただし札幌市消防局については航空小隊により輸送する。

(6) 受援都道府県内の消防本部のうち、統括指揮支援隊又は指揮支援隊が属する消防本部が、属する都道府県内でその任を担当できない場合又はこれらの隊が当該受援都道府県内で不足する場合は、当該受援都道府県以外からこれらの隊を配置する。

第1節 指揮支援部隊

1 隊の規模

指揮支援隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね 40 隊）。

2 指揮支援隊の配置

指揮支援隊の重点受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

(1) 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊については、原則として、表3に示す指揮支援隊の応援編成計画に基づき、すべての重点受援県に配置し、航空小隊により輸送する。

(2) 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊については、応援都道府県からの出動可能隊の報告及び表3の優先順位に基づき選定する。その後、被害が大きいと見込まれる重点受援県及び到着までに要する時間等を考慮し、すべての指揮支援部隊長が各重点受援県の消防応援活動調整本部に最も早く到着するよう配置する。

(3) その他の指揮支援隊については、原則として、陸路で車両により移動する。ただし札幌市消防局については、航空小隊により輸送する。

(4) その他の指揮支援隊については、すべての重点受援県へ指揮支援部隊長が属する指揮支援隊を配置した後、応援都道府県からの出動可能隊の報告及び到着までに要する時間等を考慮し、被害が大きいと見込まれる重点受援県から順に配置する。

⁵ 具体計画に規定された、地震発生後、被害想定を基礎としつつ、地震防災情報システムの被害推計結果を基に、都道府県ごとの被害量（死者数及び自力脱出困難者数）を推計の上、特定される重点的に応援の必要がある都道府県のことをいう。

⁶ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（指揮支援隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

【表3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の応援編成計画】

地方	重点受援県	統括指揮支援隊及び指揮支援隊が属する消防本部 (丸数字は、優先順位を示す。)	
		重点受援県	重点受援県以外
中部	静岡県	静岡県消防局 浜松市消防局 名古屋市消防局	①東京消防庁 ②横浜市消防局
	愛知県		③千葉市消防局 ④相模原市消防局
	三重県		⑤仙台市消防局 ⑥札幌市消防局
近畿	和歌山県		①大阪市消防局 ②新潟市消防局
四国	徳島県		①広島市消防局 ②京都市消防局
	香川県		③岡山市消防局 ④神戸市消防局
	愛媛県		⑤堺市消防局 ⑥川崎市消防局
	高知県		⑦さいたま市消防局
九州	大分県		①福岡市消防局 ②北九州市消防局
	宮崎県		③熊本市消防局

※ 下線は、推進地域を管轄する消防本部を示す。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

第3節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（水上小隊を除く。以下同じ。）は、原則として、受援都道府県及び重点受援県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね 5,200 隊）。ただし、重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間（対象地震発生から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）。以下同じ。）は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

(1) 被害推計及び被害状況等を踏まえ、表4-1から表4-4までに示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択し、当該応援編成計画を基に都道府県大隊を配置する。

【表3 指揮支援隊の応援編成計画】

地方	重点受援県	指揮支援隊の所属する消防本部
東海	静岡県	①東京消防庁 ②横浜市消防局 ③千葉市消防局 ④相模原市消防局 ⑤仙台市消防局 ⑥札幌市消防局
	愛知県	
	三重県	
近畿	和歌山県	①大阪市消防局 ②新潟市消防局
四国	徳島県	①広島市消防局 ②京都市消防局 ③岡山市消防局 ④神戸市消防局 ⑤堺市消防局 ⑥川崎市消防局 ⑦さいたま市消防局
	香川県	
	愛媛県	
	高知県	
九州	大分県	①福岡市消防局 ②北九州市消防局 ③熊本市消防局
	宮崎県	

※ 下線は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する消防本部を示す。

※ 丸数字は、優先順位を示す。

第2節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（航空小隊及び水上小隊を除く。以下同じ。）は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね 4,300 隊）。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の重点受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

(1) 中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方で観測又は予測された津波高さ等を踏まえ、表4-1から表4-4に示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択する。

7 重点受援県を除く緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

(2) (1)により選択した応援編成計画にあらかじめ応援先が指定されている都道府県大隊は、原則として、当該計画のとおり配置する。ただし、被害推計及び被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先を変更する。

(3) あらかじめ応援先が指定されていない都道府県大隊については、出動可能隊数報告を踏まえ、第3章第1節により決定した受援都道府県の中から応援先を決定する。

3 隊の編成に係る留意事項

- (1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に先遣出動させる。
- (2) 都道府県大隊は、倒壊家屋や津波浸水地域における救助活動、市街地延焼火災における消火活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：中部地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	
	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	
近畿	和歌山県	富山県	
四国	徳島県	石川県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	鳥取県	
	高知県	島根県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

- ※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。
- ※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。
- ※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

(2) 応援都道府県からの出動可能隊の報告により、重点受援県への都道府県大隊の配置に著しい偏りがある場合は、(1)により選択した応援編成計画を基に、必要に応じて、出動先の重点受援県を変更する。

(3) 同一の都道府県において編成された都道府県大隊と統合機動部隊は、同じ重点受援県へ配置する。

3 隊の編成に係る留意事項

- (1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に先遣出動させる。
- (2) 都道府県大隊は、倒壊家屋や津波浸水地域における救助活動、市街地延焼火災における消火活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：東海地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ^{※1}	被害確認後応援都道府県大隊 ^{※2}
東海	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	山梨県
	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	長野県、岐阜県
近畿	和歌山県	富山県	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県
四国	徳島県	石川県	岡山県
	香川県	福井県	
	愛媛県	鳥取県	広島県
	高知県	島根県	兵庫県
九州	大分県	佐賀県	山口県
	宮崎県	長崎県	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道 ^{※3}	

- ※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。
- ※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。
- ※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

【表4-2 都道府県大隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県、秋田県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県	
	三重県	宮城県、山形県、福島県	
近畿	和歌山県	栃木県、埼玉県、富山県	
四国	徳島県	群馬県、石川県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	島根県	
	高知県	新潟県、鳥取県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
	北海道 (応援先は長官が指示する。)		

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表4-3 都道府県大隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県、秋田県	
	三重県	宮城県、山形県	
近畿	和歌山県	福島県、富山県	
四国	徳島県	群馬県、島根県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、鳥取県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
	北海道 (応援先は長官が指示する。)		

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表4-2 都道府県大隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ^{※1}	被害確認後応援都道府県大隊 ^{※2}
東海	静岡県	青森県、秋田県	山梨県
	愛知県	岩手県	千葉県
	三重県	宮城県、山形県、福島県	茨城県
近畿	和歌山県	栃木県、埼玉県、富山県	東京都、長野県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県、石川県	神奈川県、兵庫県
	香川県	福井県	
	愛媛県	島根県	岐阜県
	高知県	新潟県、鳥取県	京都府、岡山県、広島県
九州	大分県	佐賀県	山口県
	宮崎県	長崎県	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道 ^{※3}	

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

【表4-3 都道府県大隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ^{※1}	被害確認後応援都道府県大隊 ^{※2}
東海	静岡県	青森県	茨城県
	愛知県	岩手県、秋田県	長野県
	三重県	宮城県、山形県	山梨県、岐阜県
近畿	和歌山県	福島県、富山県	千葉県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県、島根県	神奈川県、兵庫県
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	広島県
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、鳥取県	東京都、京都府、岡山県
九州	大分県	佐賀県	山口県、福岡県
	宮崎県	長崎県	熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道 ^{※3}	

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

【表4-4 都道府県大隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県、秋田県	
	三重県	宮城県、山形県	
近畿	和歌山県	福島県	
	徳島県	群馬県	
四国	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、富山県	
九州	大分県	鳥取県、佐賀県	
	宮崎県	島根県、長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

第4節 水上小隊

1 隊の規模

水上小隊は、災害の状況等に応じて、原則として、重点受援県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊）。

2 水上小隊の配置

水上小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況及び出動可能隊数報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証書上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、「沿海区域」を航行できる仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討する。この際、必

【表4-4 都道府県大隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ^{※1}	被害確認後応援都道府県大隊 ^{※2}
東海	静岡県	青森県	茨城県
	愛知県	岩手県、秋田県	長野県
	三重県	宮城県、山形県	山梨県、岐阜県
近畿	和歌山県	福島県	千葉県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県	神奈川県、京都府
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	兵庫県
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、富山県	東京都、岡山県
九州	大分県	鳥取県、佐賀県	広島県
	宮崎県	島根県、長崎県	山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道 ^{※3}	

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

第4節 水上小隊

1 隊の規模

水上小隊は、災害の状況等に応じて、重点受援県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊）。

2 水上小隊の配置

水上小隊の重点受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況及び出動可能隊報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証書上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、船体の構造上「沿海区域」の航行に耐える仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討す

第3節航空小隊と第4節水上小隊を
入れ替える

⁸ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（水上小隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等手続きを行うよう連絡する。

第5節 航空指揮支援隊

航空指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の管理が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊が出動する。
- (2) 航空指揮支援隊は、被害状況等を踏まえ、航空指揮支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空指揮支援隊は、本アクションプランを適用する場合、原則として、陸路で車両により移動する。

第6節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、受援都道府県内の航空小隊及び表6に示す各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊）。

なお、受援都道府県以外の重点受援県内の航空小隊は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

2 航空小隊の配置

航空小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 被害推計及び被害状況等を踏まえ、原則として、表5-1から表5-4までに示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択し、当該応援編成計画を基に航空小隊を配置する。
- (2) 統括指揮支援隊及び札幌市消防局の指揮支援隊（以下「統括指揮支援隊等」という。）を輸送する航空小隊は、原則として、統括指揮支援隊等と同所属の航空小隊又は統括指揮支援隊等が属する都道府県内の航空小隊とする。

る。この際、必要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等手続きを行うよう連絡する。

(新設)

第3節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、重点受援県及び各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊）。

2 航空小隊の配置

航空小隊の重点受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方で観測又は予測された津波高さ等を踏まえ、原則として、表5-1から表5-4に示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択し、配置する。
- (2) 指揮支援隊輸送ヘリコプターは、原則として、指揮支援隊と同所属のヘリコプター又は指揮支援隊が存する都道府県内のヘリコプターとする。

なお、これにより難しい場合は、別のヘリコプターを指定する。

航空指揮支援隊の創設に伴う追記

⁹ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（航空小隊に限る。）登録隊数（令和2年4月時点）から残留ヘリコプターを除き、稼働率を考慮し算出した隊数

<p>なお、これにより難しい場合は、別の<u>航空小隊</u>を指定する。</p> <p>(3) 情報収集<u>航空小隊</u>は、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できる<u>航空小隊</u>を優先して指定する。</p> <p>(4) 消火<u>航空小隊</u>は、消火タンク又は消火バケツを装備できる<u>航空小隊</u>を優先して指定する。</p> <p>なお、災害規模に応じて、<u>各航空小隊</u>が消火タンク又は消火バケツを選定する。</p> <p>(5) 残留ヘリコプターは表6に基づき各ブロックごとに1隊指定する。</p> <p>なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留ヘリコプターの指定を交代する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 出動及び任務指定に関する留意事項</p> <p>(1) <u>統括指揮支援隊等</u>輸送<u>航空小隊</u></p> <p><u>統括指揮支援隊等</u>の輸送後は、原則として、被災地において情報収集、<u>救助、救急又は輸送の任務</u>を行う。</p> <p>(2) 救助・救急・輸送<u>航空小隊</u></p> <p>努めて、救助、救急及び輸送の<u>全て</u>の任務が遂行可能な体制で出動する。</p>	<p>(3) 情報収集<u>ヘリコプター</u>は、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できる<u>ヘリコプター</u>を優先して指定する。</p> <p>(4) 消火<u>ヘリコプター</u>は、消火タンク又は消火バケツを装備できる<u>ヘリコプター</u>を優先して指定する。</p> <p>なお、災害規模に応じて、<u>各航空隊</u>が消火タンク又は消火バケツを選定する。</p> <p>(5) 残留ヘリコプターは表6に基づき各ブロックごとに1隊指定する。</p> <p>なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留ヘリコプターの指定を交代する。</p> <p><u>(6) 耐空検査等によりヘリコプターが出動できない場合において、ヘリコプターの運用調整等の支援を行うため消防庁と都道府県（消防本部）が調整の上、必要と判断したときは、航空小隊の後方支援隊として車両等により出動する。</u></p> <p>3 出動及び任務指定に関する留意事項</p> <p>(1) <u>指揮支援隊</u>輸送<u>ヘリコプター</u></p> <p><u>指揮支援隊</u>輸送後は、原則として、被災地において情報収集<u>活動</u>を行う。</p> <p>(2) 救助・救急・輸送<u>ヘリコプター</u></p> <p>努めて、救助、救急及び輸送の<u>すべて</u>の任務が遂行可能な体制で出動する。</p>	<p>航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の内容を追記することに伴う削除</p>
--	---	---

【表5-1 航空小隊の応援編成計画：中部地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
中部	静岡県	札幌市、青森県、岩手県、宮城県 仙台市、山形県、栃木県	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	新潟県、福島県	
四国	徳島県	埼玉県、石川県、福井県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県、佐賀県 ^{※3}	
	宮崎県		

重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表5-2 航空小隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
中部	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、岩手県、宮城県、山形県 福島県、新潟県	
四国	徳島県	栃木県、埼玉県、石川県、福井県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県、佐賀県 ^{※3}	
	宮崎県		

重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表5-1 航空小隊の応援編成計画：東海地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
東海	静岡県	札幌市、青森県、岩手県、宮城県、 仙台市、山形県、栃木県	茨城県、千葉市、東京消防庁、 横浜市、山梨県、岐阜県
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	新潟県、福島県	滋賀県、大阪市、奈良県
四国	徳島県	埼玉県、石川県、福井県	川崎市、京都市、兵庫県、神戸市、 岡山県、岡山市、広島県、広島市
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県	山口県、福岡市、北九州市、 熊本県、鹿児島県
	宮崎県		

※1 被害確認後応援航空小隊とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

【表5-2 航空小隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
東海	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁、 横浜市、山梨県、岐阜県
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、岩手県、宮城県、山形県、 福島県、新潟県	大阪市、奈良県
四国	徳島県	栃木県、埼玉県、石川県、福井県	川崎市、滋賀県、京都市、兵庫県、 神戸市、岡山県、岡山市、広島県、 広島市
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県	山口県、福岡市、北九州市、 熊本県、鹿児島県
	宮崎県		

※1 被害確認後応援航空小隊とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

【表5-3 航空小隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
中部	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、新潟県	
四国	徳島県	岩手県、宮城県、山形県、福島県 栃木県、埼玉県、石川県、福井県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県、佐賀県 ^{※3}	
	宮崎県		

重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表5-4 航空小隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
中部	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、新潟県	
四国	徳島県	岩手県、宮城県、山形県、埼玉県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	福島県、栃木県、石川県	
	宮崎県	福井県、島根県、佐賀県 ^{※3}	

重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表5-3 航空小隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
東海	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁、 横浜市、山梨県
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、新潟県	岐阜県、大阪市、奈良県
四国	徳島県	岩手県、宮城県、山形県、福島県、 栃木県、埼玉県、石川県、福井県	川崎市、滋賀県、京都市、兵庫県、 神戸市、岡山県、岡山市、広島県、 広島市
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県	山口県、福岡市、北九州市、 熊本県、鹿児島県
	宮崎県		

※1 被害確認後応援航空小隊とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

【表5-4 航空小隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
東海	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁、 横浜市、山梨県
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、新潟県	岐阜県、大阪市、奈良県
四国	徳島県	岩手県、宮城県、山形県、埼玉県	川崎市、滋賀県、京都市、兵庫県、 神戸市、岡山県、岡山市、広島県、 広島市
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	福島県、栃木県、石川県、 福井県、島根県	山口県、福岡市、北九州市、 熊本県、鹿児島県
	宮崎県		

※1 被害確認後応援航空小隊とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

【表6 残留ヘリコプターの候補】

ブロック	都道府県・団体（丸数字は、優先順位を示す。）
北海道	①北海道、②札幌市
東北	①秋田県、②岩手県
関東	①群馬県 [*] 、②栃木県
東京（島嶼地域）	①東京消防庁
中部・近畿	①富山県、②石川県
中国・四国	①鳥取県、②島根県
九州	①長崎県、②佐賀県 [*]

※ 令和3年運航開始予定

第7節 航空後方支援小隊

航空後方支援小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊が出動する。
- (2) 航空後方支援小隊は、被害状況等を踏まえ、航空後方支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空後方支援小隊は、原則として、陸路で車両により移動する。

第8節 後発地震への対応

1 消防庁は、緊急消防援助隊が先発地震の被災地に到着する前に後発地震が発生した場合、次に掲げる事項等を基に、緊急消防援助隊の配置等を再度検討し、必要に応じて応援先の変更等を行う。

- (1) 後発地震による被害状況
- (2) 出動中の緊急消防援助隊の位置
- (3) 緊急災害対策本部の部隊移動の方針
- (4) 応援都道府県の知事からの当該都道府県に属する緊急消防援助隊の引揚げ要望の有無

2 消防庁は、緊急消防援助隊が先発地震の被災地で活動中に後発地震が発生した場合、次に掲げる事項等を基に、緊急消防援助隊の部隊移動等を検討し、必要に応じて部隊移動等を行う。

- (1) 後発地震による被害状況
- (2) 先発地震の被災地における行方不明者数及び活動部隊の充足状況

【表6 残留ヘリコプターの候補】

ブロック	応援都道府県（団体）
北海道	①北海道、②札幌市
東北	①秋田県、②岩手県
関東	①群馬県、②栃木県
東京（島嶼地域）	①東京消防庁
東海・東近畿	①富山県、②石川県
近畿・中国・四国	①鳥取県、②島根県
九州	①長崎県、②鹿児島県

※丸数字は、優先順位を示す。

(新設)

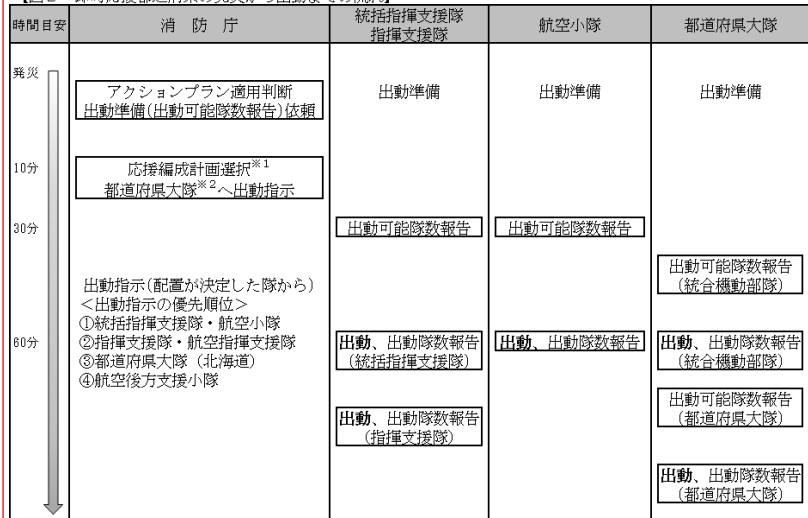
(新設)

航空後方支援小隊の創設に伴う追記

<p><u>(3) 先発地震が発生してからの経過時間</u></p> <p><u>(4) 活動中の緊急消防援助隊と後発地震により応援の必要がある都道府県との位置関係</u></p> <p><u>(5) 緊急災害対策本部の部隊移動の方針</u></p> <p><u>(6) 応援都道府県の知事からの当該都道府県に属する緊急消防援助隊の引揚げ要望の有無</u></p>		
<p><u>第4章 発災から出動まで</u></p> <p>第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応</p> <p>1 消防庁は、地震発生後、第2章<u>第2節</u>に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能<u>隊数</u>報告及び出動準備の依頼を行う。</p> <p><u>2 長官は、アクションプラン適用の判断後、速やかに最も適当な応援編成計画（表4-1から4-4まで及び表5-1から5-4まで）を選択するとともに、即時応援都道府県（北海道を除く。）の知事に対して、当該応援編成計画に定められている応援先へ都道府県大隊の出動を指示する。</u></p> <p><u>3 長官は、上記2の指示を行うに当たり、被害推計及び被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先の変更を指示する。この場合において、応援先の調整に時間を要する場合は、第5章第1節2に規定する広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示し、別途、これらへの到着時までを目安に応援先を指示する。</u></p> <p><u>4 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に<u>統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊（航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。）</u>について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な<u>全て</u>の隊の出動準備を行う。その後、<u>統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全て</u>の隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第3章 発災後の対応</u></p> <p>第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応</p> <p>1 消防庁は、地震発生後、第2章<u>第3節</u>に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能<u>なすべての隊</u>の報告及び出動準備の依頼を行う。</p> <p><u>2 長官は、上記1の連絡及び依頼と同時に、第4章第2節に示す運用方針に基づき、即時応援都道府県の<u>統合機動部隊（北海道を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。</u></u> <u>(新設)</u></p> <p><u>3 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に<u>統合機動部隊（上記2において出動を指示した隊を含む。）</u>、指揮支援隊及び航空小隊について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、<u>第4章に示す運用方針を考慮し、出動可能なすべての隊</u>の出動準備を行う。その後、<u>統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能なすべての隊</u>をとりまとめ、消防庁に対して報告する。</u></p> <p><u>4 上記3の対応の際、北海道は進出のためのフェリーを確保し、海路等を消防庁に対して報告する。この場合、他機関との競合等により、都道府県</u></p>	<p>第3章と第4章を入替え</p> <p>事務を簡素化するため、統合機動部隊と都道府県大隊に分けて出動指示するのではなく、一括して出動指示することとした。※それぞれに分けて出動指示は行わないが、北海道及び沖縄県を除く応援都道府県は、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に先遣出動させること。（改定後A P第3章第3節3(1)参照）</p> <p>フェリーの確保に係る内容は、第5章第3節2に同様の記載があるため、削</p>

<p>5 長官は、即時応援都道府県からの<u>出動可能隊数</u>報告を踏まえ、<u>次の優先順位により</u>、出動可能な<u>全ての</u>緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。</p> <p><u>(1) 統括指揮支援隊（輸送航空小隊を含む。）及び航空小隊</u> <u>(2) 指揮支援隊及び航空指揮支援隊</u> <u>(3) 都道府県大隊（北海道）</u> <u>(4) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）</u></p> <p>6 上記2、<u>3</u>及び5の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、<u>航空指揮支援隊、航空小隊及び航空後方支援小隊（以下「航空指揮支援隊等」という。）</u>を有する都道府県知事は、<u>航空指揮支援隊等</u>を指定された進出先へ速やかに出動させる。</p> <p>7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。</p> <p>8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。</p> <p>9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章<u>第2節</u>の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記4の対応を行う。</p>	<p><u>での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。</u></p> <p>5 長官は、即時応援都道府県からの<u>出動可能な隊</u>の報告を踏まえ、<u>第4章に示す運用方針に基づき</u>、出動可能な<u>すべての</u>緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、<u>緊急消防援助隊の出動</u>を指示する。<u>この場合において、指揮支援隊及び航空小隊にあつては、他の隊に優先して出動を指示し、水上小隊にあつては、災害の状況に応じて必要と認める場合に指示する。</u></p> <p>6 上記2及び5の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空小隊を有する都道府県知事は、<u>航空小隊</u>を指定された進出先へ速やかに出動させる。</p> <p>7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。</p> <p>8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。</p> <p>9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章<u>第3節</u>の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記<u>3及び4</u>の対応を行う。</p>	<p>除</p>
---	--	----------

【図2 即時応援都道府県の発災から出動までの流れ】



※1 被害推計及び被害状況等から最も適当な応援編成計画(表4-1~4-4、表5-1~5-4)を選択する。
 ※2 北海道の都道府県大隊を除く。

(図2 新設)

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊(航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。)について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

(削除)

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能なすべての隊の報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、第4章に示す運用方針を考慮し、出動可能なすべての隊の出動準備を行う。その後、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能なすべての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

3 上記2の対応の際、沖縄県は進出のためのフェリーを確保し、海路等を消防庁に対して報告する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請す

フェリーの確保に係る内容は、第5章第3節2に同様の記載があるため、削除

3 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。ただし、都道府県大隊については、応援先の決定に時間を要する場合、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示し、別途、これらへの到着時までを目安に応援先を指示する。

(1) 統括指揮支援隊（輸送航空小隊を含む。）及び航空小隊

(2) 指揮支援隊及び航空指揮支援隊

(3) 都道府県大隊

(4) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）

4 上記3の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空指揮支援隊等を有する都道府県知事は、航空指揮支援隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。

5 上記4により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

6 上記4及び5の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

7 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

る。

4 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能な隊の報告を踏まえ、第4章に示す運用方針に基づき、出動可能なすべての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。この場合において、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊にあつては、他の隊に優先して出動を指示し、水上小隊にあつては、災害の状況に応じて必要と認める場合に指示する。

5 上記4の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空小隊を有する都道府県知事は、航空小隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

6 上記5により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

7 上記5及び6の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

8 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2及び3の対応を行う。

【図3 被害確認後応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消 防 庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備
10分	応援編成計画選択※			
30分		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	
	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①統括指揮支援隊・航空小隊 ②指揮支援隊・航空指揮支援隊 ③都道府県大隊 ④航空後方支援小隊	出動、出動隊数報告 (統括指揮支援隊)	出動、出動隊数報告	出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告 (指揮支援隊)		出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)
				出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

※ 被害推計及び被害状況等から最も適当な応援編成計画(表4-1~4-4、表5-1~5-4)を選択する。

【図3 新設】

第3節 消防庁と重点受援県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、重点受援県及び重点受援県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、統括指揮支援隊等の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保、進出拠点への職員の派遣等の受援体制を整える。なお、重点受援県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。
- 4 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、重点受援県に対して、この旨を通知する。
- 5 長官は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、重点受援県に対して、その旨を通知する。
- 6 重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第3節 消防庁と重点受援県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、重点受援県及び重点受援県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、指揮支援部隊長の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保、第5章第1節3に定める進出拠点への職員の派遣等の受援体制を整える。なお、重点受援県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、重点受援県に対して、この旨を通知する。
- 4 長官は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、重点受援県に対して、その旨を通知する。
- 5 重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第4節 その他の対応</u></p> <p><u>1 長官は、被害状況等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第18条に基づき、部隊移動を指示する。</u></p> <p><u>2 消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。</u></p> <p><u>3 消防庁は、空路又は海路による緊急消防援助隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。</u></p> <p><u>4 消防庁は、上記3により進出手段を確保した場合、該当する緊急消防援助隊、当該緊急消防援助隊が属する応援都道府県及び進出先の重点受援県に対して、必要な情報を提供する。</u></p> <p><u>5 長官は、災害の状況に応じて重点受援県の消防応援活動調整本部等に消防庁職員を派遣する。この場合、状況に応じて、消防庁ヘリコプター等により輸送する。</u></p>	<p>1：第3章第8節に後発地震への対応について、明記したため、削除</p> <p>2：第5章第1節5後段へ</p> <p>3：第5章第3節3(1)へ</p> <p>4：第5章第3節3と内容が重複するため、削除</p> <p>5：要請要綱第15条第1項（同要綱第11条第3項第2号）に記載があるため、削除</p>
<p>第5章 進出ルート・目標等</p> <p>第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等</p> <p>1 ヘリコプター離着陸場</p> <p><u>統括指揮支援隊</u>が、航空小隊により消防応援活動調整本部に進出する際に使用する離着陸場をいう（<u>重点受援県のヘリコプター離着陸場は、別表1参照</u>）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。</p> <p>2 広域進出拠点</p> <p>都道府県大隊が、進出する際の第一進出目標を「広域進出拠点」という（別表2-1、2-2参照）。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、<u>原則として、あらかじめ消防庁が応援都道府県等と調整の上、</u>応援都道府県ごとに1箇所ずつ指定する。</p> <p>3 進出拠点</p> <p>都道府県大隊が、広域進出拠点から指定された<u>応援都道府県</u>に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という（<u>重点受援県の進出拠点は、別表3参照</u>）。消防庁が消防応援活動調整本部等と調整の上、決定し、応援</p>	<p>第5章 進出ルート・目標等</p> <p>第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点</p> <p>1 <u>重点受援県の</u>ヘリコプター離着陸場 <u>指揮支援部隊長</u>が、航空小隊により消防応援活動調整本部に進出する際に使用する離着陸場をいう（別表1）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。</p> <p>2 広域進出拠点</p> <p><u>応援都道府県の統合機動部隊及び</u>都道府県大隊が、進出する際の第一進出目標を「広域進出拠点」という（別表2-1、<u>別表2-2</u>）。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県ごとに1箇所ずつ<u>予め</u>指定する。</p> <p>3 進出拠点</p> <p><u>応援都道府県の統合機動部隊及び</u>都道府県大隊が、広域進出拠点から指定された<u>重点受援県</u>に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という（別表3）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都</p>	

都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

(削除)

4 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という（別表4参照）。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。

5 緊急輸送ルート

全国からの応援部隊等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークを「緊急輸送ルート」という（別添参照）。消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。

第2節 指揮支援部隊の進出

- 1 統括指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、応援都道府県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、消防応援活動調整本部へ進出する。
- 2 指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された応援都道府県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局は航空小隊により進出する。
なお、消防本部等の指定がない場合は、消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

3 航空指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により

道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

4 救助活動拠点

応援都道府県が被災地において主に宿営等を行う拠点として、重点受援県及び重点受援県内に属する市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきものを「救助活動拠点」という。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

5 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という（別表4）。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。

(新設)

第2節 指揮支援部隊の進出

- 1 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、別表1に示す重点受援県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、重点受援県に設置される消防応援活動調整本部へ進出する。
- 2 その他の指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルート（別添）を用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された重点受援県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局は航空小隊により進出する。
なお、消防本部等の指定がない場合は、重点受援県に設置される消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

(新設)

「救助活動拠点」と「宿営場所」は同意であり、また、緊急消防援助隊活動時には一般的に「宿営場所」を使用することから、混乱を避けるため削除

後段部分は、第3章第4節2から移動

消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県の活動拠点へリベ
ースへ進出する。

第3節 都道府県大隊の進出

1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出

都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により別表2-1、2-2の広域進出拠点へ出動し、その後、指定された受援都道府県の進出拠点へ進出する。

なお、広域進出拠点へ到着するまでの間に進出拠点を指定された場合は、広域進出拠点へ立ち寄ることなく、直接、当該進出拠点へ進出する。

2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出

北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該道県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

(1) 消防庁は、空路又は海路による都道府県大隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。

(2) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移動手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

(削除)

第3節 都道府県大隊の進出

1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出

統合機動部隊及び都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルート（別添）を用いて、陸路により別表2-1、2-2の広域進出拠点へ出動し、その後、指定された重点受援県の進出拠点へ進出する。この場合において、広域進出拠点へ到着するまでの間に別表3の進出拠点を指定された場合は、広域進出拠点へ立ち寄ることなく、直接、当該進出拠点へ進出する。

2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出

北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該道県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

(新設)

(1) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移動手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

(2) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員及び救助工作車IV型等の輸送の可否、後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。

第3章第4節3から移動

前号と内容が重複しているため、削除

4 孤立地域等が発生した場合の進出

(1) 重点受援県は、具体計画において示されている孤立が想定されている地域（表7参照）において孤立地域等が発生した場合には、隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移動手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された海路又は空路で進出する。なお、その他の地域において孤立地域等が発生した場合も同様に対応する。

【表7 具体計画において示されている孤立が想定されている地域】

津波浸水により陸路到達が難航すると見込まれる市町村	陸路以外のアクセス方法（例）	周辺の航空機用救助活動拠点（例）
高知県 土佐清水市	海路：大岐海岸（砂浜） 空路：土佐清水総合公園	宿毛市総合運動公園
高知県 安田町、馬路村	海路：安田川河口部（砂浜） 空路：大野台地ヘリポート	室戸広域公園
高知県 奈半利町、田野町、北川村	海路：奈半利港 空路：奈半利港緑地	室戸広域公園
高知県 室戸市	海路：室戸岬漁港 空路：室戸広域公園	室戸広域公園
高知県 東洋町	海路：白浜（砂浜） 空路：東洋町防災ヘリポート	野外交流の郷まぜのおか
和歌山県 太地町	空路：太地町町民グラウンド	新宮市民運動競技場
徳島県 海陽町	空路：野外交流の郷まぜのおか	野外交流の郷まぜのおか
愛媛県 愛南町	空路：第3号南予レクリエーション都市公園	第3号南予レクリエーション都市公園

(2) 消防庁は、四国地方及び九州地方に陸路により迅速に進出できない場合には、別表5に示した民間フェリー又は自衛隊艦艇による隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、消防庁から指定された海路で進出する。

第6章 被災地外における地域医療搬送

第1節 被災地外における地域医療搬送に必要な拠点

(削除 ※第1章へ)

(削除 ※第1章へ)

連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

4 孤立地域等が発生した場合の進出

(1) 重点受援県は、具体計画において示されている孤立が想定されている地域（表7参照）において孤立地域等が発生した場合には、隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移動手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された海路又は空路で進出する。なお、その他の地域において孤立地域等が発生した場合も同様に対応する。

【表7 具体計画において示されている孤立が想定されている地域】

津波浸水により陸路到達が難航すると見込まれる市町村	陸路以外のアクセス場所（例）	周辺の航空機用救助活動拠点（例）
高知県 土佐清水市	海路：大岐海岸（砂浜） 空路：土佐清水総合公園	宿毛市総合運動公園
高知県 安田町、馬路村	海路：安田川河口部（砂浜） 空路：大野台地ヘリポート	室戸広域公園
高知県 奈半利町、田野町、北川村	海路：奈半利港 空路：奈半利港緑地	室戸広域公園
高知県 室戸市	海路：室戸岬漁港 空路：室戸広域公園	室戸広域公園
高知県 東洋町	海路：白浜（砂浜） 空路：東洋町防災ヘリポート	野外交流の郷まぜのおか
和歌山県 太地町	空路：太地町町民グラウンド	新宮市民運動競技場
徳島県 海陽町	空路：野外交流の郷まぜのおか	野外交流の郷まぜのおか
愛媛県 愛南町	空路：第3号南予レクリエーション都市公園	第3号南予レクリエーション都市公園

(2) 消防庁は、四国地方及び九州地方に陸路により迅速に進出できない場合には、別表5に示した民間フェリー又は自衛隊艦艇による隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、消防庁から指定された海路で進出する。

第6章 被災地外における地域医療搬送

第1節 用語の定義

1 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

2 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を超えるものを含む。）であって、広域医療搬送

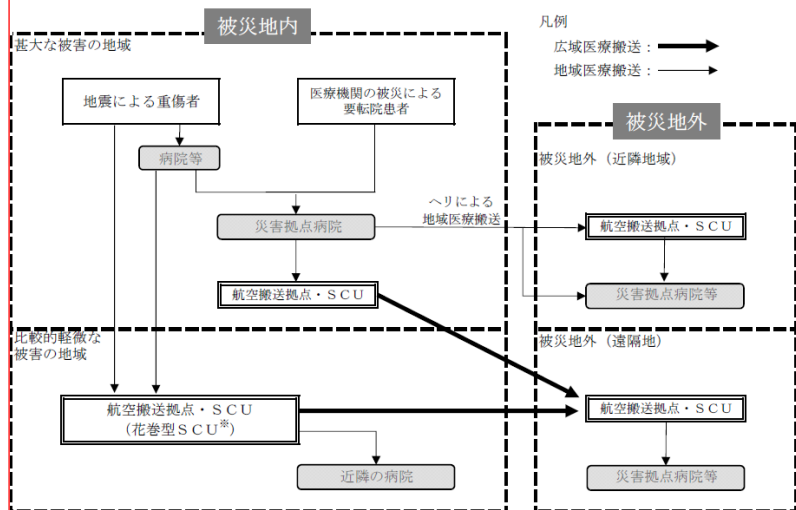
1 航空搬送拠点

広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU (Staging Care Unit:航空搬送拠点臨時医療施設) が設置可能なものをいう。(別表6、7参照)

第2節 各機関の対応

- 1 消防庁は、被災地において発生した傷病者の搬送に伴い、被災地外の航空搬送拠点から災害拠点病院等への搬送手段の確保について、緊急災害対策本部から依頼を受けた場合、当該航空搬送拠点が存する都道府県に対して、この旨連絡し、搬送手段の確保について調整を依頼する。
- 2 上記1の依頼を受けた都道府県は、当該搬送手段の確保について、当該都道府県内の消防本部等と調整する。
- 3 上記2の調整結果を踏まえ、当該都道府県内の消防本部は、救急隊等を速やかに航空搬送拠点まで出動させる。なお、当該救急隊等の活動は、被災地において発生した傷病者への対応であることから、長官からの緊急消防援助隊の出動指示に基づく活動とみなす。

【図4 地域医療搬送、広域医療搬送の流れ(概念図)】



※ 東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的軽微であった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

以外のものをいう。

- 3 航空搬送拠点とは、広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU (Staging Care Unit:航空搬送拠点臨時医療施設) が設置可能なものをいう。(別表6、7参照)

第2節 各機関の対応

- 1 消防庁は、被災地において発生した傷病者の広域医療搬送を実施することに伴い、被災地外の航空搬送拠点から災害拠点病院等への搬送手段の確保について、緊急災害対策本部から依頼を受けた場合、当該航空搬送拠点が存する都道府県に対して、この旨連絡し、搬送手段の確保について調整を依頼する。
- 2 上記1の依頼を受けた都道府県は、当該搬送手段の確保について、当該都道府県内の消防本部等と調整する。
- 3 上記2の調整結果を踏まえ、当該都道府県内の消防本部は、救急隊等を速やかに航空搬送拠点まで出動させる。なお、当該救急隊等の活動は、被災地において発生した傷病者への対応であることから、長官からの緊急消防援助隊の出動指示に基づく活動とみなす。

(図4 新設)

策定 平成 28 年 3 月 29 日
変更 平成 29 年 3 月 29 日
変更 令和 2 年 7 月 17 日

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 趣旨・目的

第 2 節 用語の定義

第 3 節 緊急消防援助隊の出動指示

第 2 章 想定・適用基準

第 1 節 想定する地震・被害

第 2 節 適用基準

第 3 章 緊急消防援助隊の運用方針

第 1 節 受援都道府県の選定

第 2 節 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

第 3 節 都道府県大隊

第 4 節 水上小隊

第 5 節 航空指揮支援隊

第 6 節 航空小隊

第 7 節 航空後方支援小隊

第 8 節 後発地震への対応

第 4 章 発災から出動まで

第 1 節 消防庁と即時応援都道府県の対応

第 2 節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

第 3 節 消防庁と重点受援県の対応

第 5 章 進出ルート・目標等

第 1 節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等

第 2 節 指揮支援部隊の進出

第 3 節 都道府県大隊の進出

第 6 章 被災地外における地域医療搬送

第 1 節 被災地外における地域医療搬送に必要な拠点

第 2 節 各機関の対応

第1章 総則

第1節 趣旨・目的

この南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。

本アクションプランにおいて、南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。

第2節 用語の定義

- 1 重点受援県とは、具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける都道府県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。
- 2 被害確認後応援都道府県とは、重点受援県を除く都道府県（以下「応援都道府県」という。）のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を含む都道府県（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の19都府県）をいう。
- 3 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、佐賀県及び長崎県の18道県）をいう。
- 4 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の第6章第1節1に規定する航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。
- 5 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を超えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

第3節 緊急消防援助隊の出動指示

本アクションプランに基づく緊急消防援助隊（受援都道府県内の消防本部に属する緊急消防援助隊は除く。）の出動は、消防組織法第44条第5項の規定に基づく指示とする。

第2章 想定・適用基準

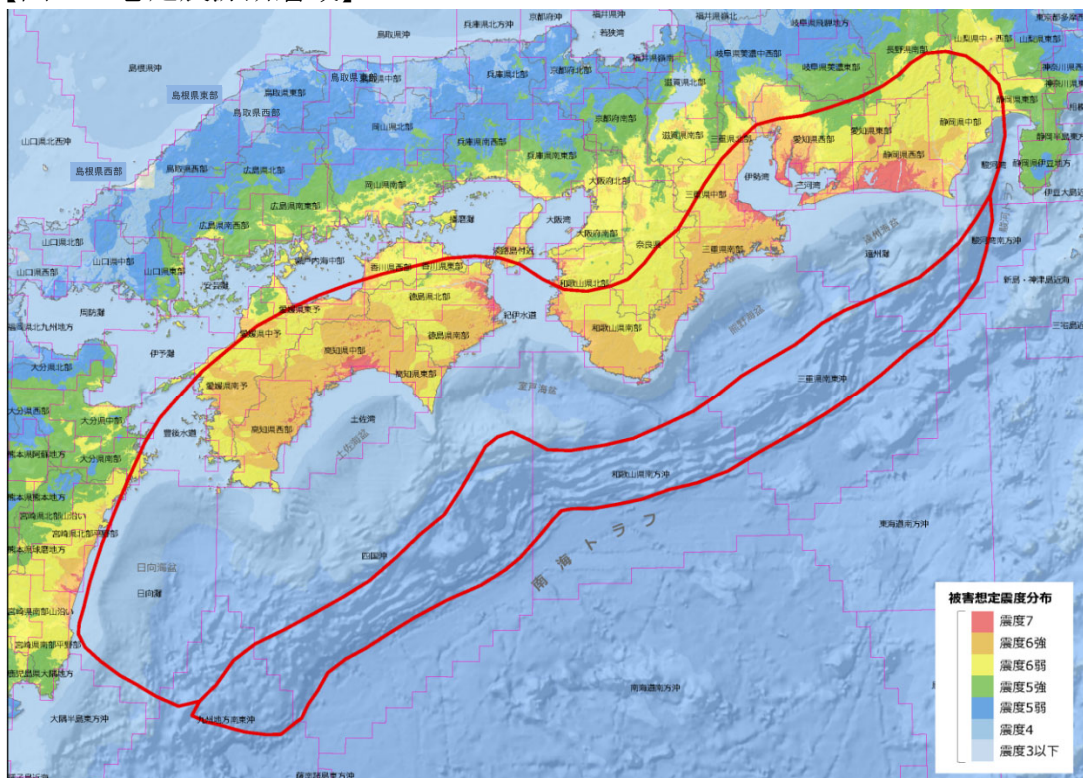
第1節 想定する地震・被害

本アクションプランにおいて想定する地震及び想定する最大の被害は、次のとおりとする。

1 想定する地震（南海トラフ地震）

- (1) 震源断層域：中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（南海トラフの巨大地震モデル検討会）による想定震源断層域

【図1 想定震源断層域】



- (2) 地震の規模：モーメントマグニチュード¹8.0以上

2 想定する最大の被害

中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による南海トラフ巨大地震の被害想定²のうち、「東海地方」、「近畿地方」、

1 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。

2 内閣府政策統括官（防災担当）がその後再計算した最新の推計を活用（令和元年8月公表）

「四国地方」、「九州地方」がそれぞれ大きく被災する4ケース（各ケース共に最大の被害【地震動：陸側、時間帯：冬深夜、風速：8m/s、津波への早期避難率：津波避難意識アンケート結果に基づく避難率】）を想定

【表1 被害想定ケース別死者数、津波高（各地方別陸側ケース：最大）】

	東海地方が大きく被災するケース		近畿地方が大きく被災するケース		四国地方が大きく被災するケース		九州地方が大きく被災するケース	
	死者数（人）	津波高（m）	死者数（人）	津波高（m）	死者数（人）	津波高（m）	死者数（人）	津波高（m）
茨城県	-	5	-	4	-	4	-	5
栃木県	-	0	-	0	-	0	-	0
群馬県	-	0	-	0	-	0	-	0
埼玉県	-	0	-	0	-	0	-	0
千葉県	約 600	10	約 70	8	約 10	6	約 50	5
東京都	約 1,100 ³ （31島嶼）		約 30 ² （12島嶼）		約 50 ² （16島嶼）		約 60 ² （20島嶼）	
神奈川県	約 1,200	9	約 90	5	約 20	4	約 20	4
新潟県	-	0	-	0	-	0	-	0
富山県	-	0	-	0	-	0	-	0
石川県	-	0	-	0	-	0	-	0
福井県	-	0	-	0	-	0	-	0
山梨県	約 300	0	約 300	0	約 300	0	約 300	0
長野県	約 40	0	約 40	0	約 40	0	約 40	0
岐阜県	約 200	0	約 200	0	約 200	0	約 200	0
静岡県	約 88,000	31	約 11,000	12	約 11,000	11	約 10,000	10
愛知県	約 14,000	22	約 13,000	9	約 12,000	8	約 12,000	8
三重県	約 31,000	27	約 19,000	15	約 15,000	14	約 14,000	13
滋賀県	約 300	0	約 300	0	約 300	0	約 300	0
京都府	約 500	0	約 500	0	約 500	0	約 500	0
大阪府	約 2,700	4	約 3,300	5	約 3,000	5	約 2,900	5
兵庫県	約 1,600	6	約 2,800	9	約 2,200	7	約 1,800	7
奈良県	約 1,300	0	約 1,300	0	約 1,300	0	約 1,300	0
和歌山県	約 26,000	12	約 53,000	19	約 24,000	13	約 18,000	18
鳥取県	-	0	-	0	-	0	-	0
島根県	-	0	-	0	-	0	-	0
岡山県	約 900	3	約 900	4	約 900	4	約 900	4
広島県	約 1,000	4	約 1,000	4	約 1,100	4	約 1,100	4
山口県	約 300	5	約 200	5	約 300	5	約 300	5
徳島県	約 8,800	11	約 18,000	24	約 15,000	15	約 10,000	12
香川県	約 2,000	4	約 2,400	4	約 2,800	5	約 2,700	5
愛媛県	約 8,400	9	約 8,300	9	約 8,200	11	約 9,200	20
高知県	約 18,000	17	約 24,000	22	約 30,000	34	約 25,000	34
福岡県	約 70	4	約 50	4	約 70	4	約 40	4
佐賀県	-	0	-	0	-	0	-	0
長崎県	約 30	3	約 50	3	約 80	4	約 100	4
熊本県	-	3	-	3	約 40	4	約 50	4
大分県	約 4,100	11	約 3,800	10	約 5,700	11	約 6,700	14
宮崎県	約 18,000	15	約 16,000	14	約 11,000	17	約 25,000	15
鹿児島県	約 200	8	約 100	8	約 300	10	約 700	11
沖縄県	-	4	-	4	-	4	約 20	4
合計	約 231,000		約 179,000		約 145,000		約 144,000	

-：わずか

※ 当該被害想定死者数は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※ 津波高は満潮位、地殻変動を考慮

第2節 適用基準

- 1 本アクションプランは、具体計画に基づき、発生した地震の震央地名が、表2に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

【表2 震央地名一覧】

想定震源断層域と重なる震央地名				
山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
淡路島付近	播磨灘			
徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

- (1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

- (2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）³が発表される可能性がある場合）

- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。

³ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議）において、気象庁が想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表されると規定されている。これが発表された場合、後発地震に備えるため、対象地震発生から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）、推進地域では警戒する措置をとることとされている。

第3章 緊急消防援助隊の運用方針

第1節 受援都道府県の選定

消防庁は、次に掲げる事項に基づき、受援都道府県を柔軟かつ速やかに決定する。

なお、地震の震源及び規模等によっては、重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる可能性及び応援の必要がない重点受援県が発生する可能性があることに留意する。

- (1) 被害状況及び被害推計⁴
- (2) 重点受援県
- (3) 具体計画に基づく先発地震重点受援県⁵

第2節 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

1 隊の規模

統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、原則として、受援都道府県及び重点受援県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね50隊⁶）。

2 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置

統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 統括指揮支援隊は、要請要綱別表Bに掲げる統括指揮支援隊の属する消防本部に限らず運用するものとし、原則として、表3を基に全ての重点受援県に配置する。ただし、被害推計及び被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先を変更する。
- (2) 統括指揮支援隊は、出動可能隊数報告及び到着までに要する時間等を踏まえ、被害が大きいと見込まれる都道府県から順に配置する。
- (3) 統括指揮支援隊は、原則として、航空小隊により輸送する。
- (4) 指揮支援隊は、原則として、統括指揮支援隊の配置を決定した後、出動可能隊数報告及び到着までに要する時間等を考慮し、被害が大きいと見込まれる都道府県から順に配置する。
- (5) 指揮支援隊は、本アクションプランを適用する場合、原則として、陸路で車両により移動する。ただし、札幌市消防局については航空小隊により輸送する。
- (6) 受援都道府県内の消防本部のうち、統括指揮支援隊又は指揮支援隊が属する消防本部が、属する都道府県内でその任を担当できない場合又はこれらの隊が当該受援都道府県内で不足する場合は、当該受援都道府県以外からこれらの隊を配置する。

⁴ 具体計画に規定された、地震防災情報システムの被害推計結果を基にした都道府県ごとの被害量（死者数及び自力脱出困難者数）の推計のことをいう。

⁵ 具体計画に規定された、地震発生後、被害想定を基礎としつつ、地震防災情報システムの被害推計結果を基に、都道府県ごとの被害量（死者数及び自力脱出困難者数）を推計の上、特定される重点的に応援の必要がある都道府県のことをいう。

⁶ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（指揮支援隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

【表3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の応援編成計画】

地方	重点受援県	統括指揮支援隊及び指揮支援隊が属する消防本部 (丸数字は、優先順位を示す。)	
		重点受援県	重点受援県以外
中部	静岡県	静岡市消防局 浜松市消防局	①東京消防庁 ②横浜市消防局 ③千葉市消防局 ④相模原市消防局 ⑤仙台市消防局 ⑥札幌市消防局
	愛知県	名古屋市消防局	
	三重県		
近畿	和歌山県		①大阪市消防局 ②新潟市消防局
四国	徳島県		①広島市消防局 ②京都市消防局 ③岡山市消防局 ④神戸市消防局 ⑤堺市消防局 ⑥川崎市消防局 ⑦さいたま市消防局
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県		①福岡市消防局 ②北九州市消防局 ③熊本市消防局
	宮崎県		

※ 下線は、推進地域を管轄する消防本部を示す。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

第3節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（水上小隊を除く。以下同じ。）は、原則として、受援都道府県及び重点受援県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね5,200隊⁷）。ただし、重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間（対象地震発生から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）。以下同じ。）は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 被害推計及び被害状況等を踏まえ、表4-1から表4-4までに示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択し、当該応援編成計画を基に都道府県大隊を配置する。
- (2) (1)により選択した応援編成計画にあらかじめ応援先が指定されている都道府県大隊は、原則として、当該計画のとおり配置する。ただし、被害推計及び被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先を変更する。
- (3) あらかじめ応援先が指定されていない都道府県大隊については、出動可能隊数

⁷ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

報告を踏まえ、第3章第1節により決定した受援都道府県の中から応援先を決定する。

3 隊の編成に係る留意事項

- (1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に先遣出動させる。
- (2) 都道府県大隊は、倒壊家屋や津波浸水地域における救助活動、市街地延焼火災における消火活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：中部地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	
	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	
近畿	和歌山県	富山県	
四国	徳島県	石川県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	鳥取県	
	高知県	島根県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表 4-2 都道府県大隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県、秋田県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県	
	三重県	宮城県、山形県、福島県	
近畿	和歌山県	栃木県、埼玉県、富山県	
四国	徳島県	群馬県、石川県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	島根県	
	高知県	新潟県、鳥取県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表 4-3 都道府県大隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県、秋田県	
	三重県	宮城県、山形県	
近畿	和歌山県	福島県、富山県	
四国	徳島県	群馬県、島根県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、鳥取県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表4-4 都道府県大隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県、秋田県	
	三重県	宮城県、山形県	
近畿	和歌山県	福島県	
四国	徳島県	群馬県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、富山県	
九州	大分県	鳥取県、佐賀県	
	宮崎県	島根県、長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

第4節 水上小隊

1 隊の規模

水上小隊は、災害の状況等に応じて、原則として、重点受援県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊⁸）。

2 水上小隊の配置

水上小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況及び出動可能隊数報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証書上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、「沿海区域」を航行できる仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討する。この際、必要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等手続きを行うよう連絡する。

⁸ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（水上小隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

第5節 航空指揮支援隊

航空指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の管理が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊が出動する。
- (2) 航空指揮支援隊は、被害状況等を踏まえ、航空指揮支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空指揮支援隊は、本アクションプランを適用する場合、原則として、陸路で車両により移動する。

第6節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、受援都道府県内の航空小隊及び表6に示す各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊⁹）。

なお、受援都道府県以外の重点受援県内の航空小隊は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

2 航空小隊の配置

航空小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 被害推計及び被害状況等を踏まえ、原則として、表5-1から表5-4までに示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択し、当該応援編成計画を基に航空小隊を配置する。
- (2) 統括指揮支援隊及び札幌市消防局の指揮支援隊（以下「統括指揮支援隊等」という。）を輸送する航空小隊は、原則として、統括指揮支援隊等と同所属の航空小隊又は統括指揮支援隊等が属する都道府県内の航空小隊とする。
なお、これにより難しい場合は、別の航空小隊を指定する。
- (3) 情報収集航空小隊は、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できる航空小隊を優先して指定する。
- (4) 消火航空小隊は、消火タンク又は消火バケットを装備できる航空小隊を優先して指定する。

なお、災害規模に応じて、各航空小隊が消火タンク又は消火バケットを選定する。

- (5) 残留ヘリコプターは表6に基づき各ブロックごとに1隊指定する。

なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留ヘリコプターの指定を交代する。

3 出動及び任務指定に関する留意事項

⁹ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（航空小隊に限る。）登録隊数（令和2年4月時点）から残留ヘリコプターを除き、稼働率を考慮し算出した隊数

- (1) 統括指揮支援隊等輸送航空小隊
統括指揮支援隊等の輸送後は、原則として、被災地において情報収集、救助、救急又は輸送の任務を行う。
- (2) 救助・救急・輸送航空小隊
努めて、救助、救急及び輸送の全ての任務が遂行可能な体制で出動する。

【表5-1 航空小隊の応援編成計画：中部地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
中部	静岡県	札幌市、青森県、岩手県、宮城県 仙台市、山形県、栃木県	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	新潟県、福島県	
四国	徳島県	埼玉県、石川県、福井県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県、佐賀県 ^{※3}	
	宮崎県		

重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表5-2 航空小隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
中部	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、岩手県、宮城県、山形県 福島県、新潟県	
四国	徳島県	栃木県、埼玉県、石川県、福井県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県、佐賀県 ^{※3}	
	宮崎県		

重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表5-3 航空小隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
中部	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、新潟県	
四国	徳島県	岩手県、宮城県、山形県、福島県 栃木県、埼玉県、石川県、福井県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県、佐賀県 ^{※3}	
	宮崎県		

重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表5-4 航空小隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊※ ²	被害確認後応援航空小隊※ ¹
中部	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、新潟県	
四国	徳島県	岩手県、宮城県、山形県、埼玉県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	福島県、栃木県、石川県	
	宮崎県	福井県、島根県、佐賀県※ ³	

重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

- ※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。
- ※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。
- ※3 令和3年運航開始予定

【表6 残留ヘリコプターの候補】

ブロック	都道府県・団体（丸数字は、優先順位を示す。）
北海道	①北海道、②札幌市
東北	①秋田県、②岩手県
関東	①群馬県※、②栃木県
東京（島嶼地域）	①東京消防庁
中部・近畿	①富山県、②石川県
中国・四国	①鳥取県、②島根県
九州	①長崎県、②佐賀県※

※ 令和3年運航開始予定

第7節 航空後方支援小隊

航空後方支援小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊が出動する。
- (2) 航空後方支援小隊は、被害状況等を踏まえ、航空後方支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空後方支援小隊は、原則として、陸路で車両により移動する。

第8節 後発地震への対応

- 1 消防庁は、緊急消防援助隊が先発地震の被災地に到着する前に後発地震が発生した場合、次に掲げる事項等を基に、緊急消防援助隊の配置等を再度検討し、必要に

応じて応援先の変更等を行う。

- (1) 後発地震による被害状況
- (2) 出動中の緊急消防援助隊の位置
- (3) 緊急災害対策本部の部隊移動の方針
- (4) 応援都道府県の知事からの当該都道府県に属する緊急消防援助隊の引揚げ要望の有無

2 消防庁は、緊急消防援助隊が先発地震の被災地で活動中に後発地震が発生した場合、次に掲げる事項等を基に、緊急消防援助隊の部隊移動等を検討し、必要に応じて部隊移動等を行う。

- (1) 後発地震による被害状況
- (2) 先発地震の被災地における行方不明者数及び活動部隊の充足状況
- (3) 先発地震が発生してからの経過時間
- (4) 活動中の緊急消防援助隊と後発地震により応援の必要がある都道府県との位置関係
- (5) 緊急災害対策本部の部隊移動の方針
- (6) 応援都道府県の知事からの当該都道府県に属する緊急消防援助隊の引揚げ要望の有無

第4章 発災から出動まで

第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 長官は、アクションプラン適用の判断後、速やかに最も適当な応援編成計画（表4-1から4-4まで及び表5-1から5-4まで）を選択するとともに、即時応援都道府県（北海道を除く。）の知事に対して、当該応援編成計画に定められている応援先へ都道府県大隊の出動を指示する。
- 3 長官は、上記2の指示を行うに当たり、被害推計及び被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先の変更を指示する。この場合において、応援先の調整に時間を要する場合は、第5章第1節2に規定する広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示し、別途、これらへの到着時までを目安に応援先を指示する。
- 4 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊（航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。）について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 5 長官は、即時応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。
 - (1) 統括指揮支援隊（輸送航空小隊を含む。）及び航空小隊
 - (2) 指揮支援隊及び航空指揮支援隊
 - (3) 都道府県大隊（北海道）
 - (4) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）
- 6 上記2、3及び5の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空指揮支援隊、航空小隊及び航空後方支援小隊（以下「航空指揮支援隊等」という。）を有する都道府県知事は、航空指揮支援隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記4の対応を行う。

【図2 即時応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消 防 庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼	出動準備	出動準備	出動準備
10分	応援編成計画選択 ^{※1} 都道府県大隊 ^{※2} へ出動指示			
30分		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
60分	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①統括指揮支援隊・航空小隊 ②指揮支援隊・航空指揮支援隊 ③都道府県大隊(北海道) ④航空後方支援小隊	出動、出動隊数報告 (統括指揮支援隊)	出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告 (指揮支援隊)		出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

※1 被害推計及び被害状況等から最も適当な応援編成計画(表4-1~4-4、表5-1~5-4)を選択する。
 ※2 北海道の都道府県大隊を除く。

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊(航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。)について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。ただし、都道府県大隊については、応援先の決定に時間を要する場合、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示し、別途、これらへの到着時までを目安に応援先を指示する。
 - (1) 統括指揮支援隊(輸送航空小隊を含む。)及び航空小隊
 - (2) 指揮支援隊及び航空指揮支援隊
 - (3) 都道府県大隊
 - (4) 航空後方支援小隊及び水上小隊(災害の状況等に応じて必要と認める場合)

- 4 上記3の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空指揮支援隊等を有する都道府県知事は、航空指揮支援隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 5 上記4により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 6 上記4及び5の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 7 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

【図3 被害確認後応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消防庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災 ↓ 10分 ↓ 30分	アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備
	応援編成計画選択*			
		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	
	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①統括指揮支援隊・航空小隊 ②指揮支援隊・航空指揮支援隊 ③都道府県大隊 ④航空後方支援小隊	出動、出動隊数報告 (統括指揮支援隊)	出動、出動隊数報告	出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
	出動、出動隊数報告 (指揮支援隊)		出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)	出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

※ 被害推計及び被害状況等から最も適当な応援編成計画(表4-1~4-4、表5-1~5-4)を選択する。

第3節 消防庁と重点受援県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、重点受援県及び重点受援県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、統括指揮支援隊等の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保、進出拠点への職員の派遣等の受援体制を整える。なお、重点受援県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、重点受援県に対して、この旨

を通知する。

- 4 長官は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、重点受援県に対して、その旨を通知する。
- 5 重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第5章 進出ルート・目標等

第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等

1 ヘリコプター離着陸場

統括指揮支援隊が、航空小隊により消防応援活動調整本部に進出する際に使用する離着陸場をいう（重点受援県のヘリコプター離着陸場は、別表1参照）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

2 広域進出拠点

都道府県大隊が、進出する際の第一進出目標を「広域進出拠点」という（別表2-1、2-2参照）。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、原則として、あらかじめ消防庁が応援都道府県等と調整の上、応援都道府県ごとに1箇所ずつ指定する。

3 進出拠点

都道府県大隊が、広域進出拠点から指定された受援都道府県に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という（重点受援県の進出拠点は、別表3参照）。消防庁が消防応援活動調整本部等と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

4 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という（別表4参照）。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。

5 緊急輸送ルート

全国からの応援部隊等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークを「緊急輸送ルート」という（別添参照）。消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。

第2節 指揮支援部隊の進出

1 統括指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、受援都道府県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、消防応援活動調整本部へ進出する。

2 指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局は航空小隊により進出する。

なお、消防本部等の指定がない場合は、消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

3 航空指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県の活動拠点ヘリベースへ進出する。

第3節 都道府県大隊の進出

1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出

都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により別表2-1、2-2の広域進出拠点へ出動し、その後、指定された受援都道府県の進出拠点

へ進出する。

なお、広域進出拠点へ到着するまでの間に進出拠点を指定された場合は、広域進出拠点へ立ち寄ることなく、直接、当該進出拠点へ進出する。

2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出

北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該道県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

- (1) 消防庁は、空路又は海路による都道府県大隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。
- (2) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移動手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

4 孤立地域等が発生した場合の進出

- (1) 重点受援県は、具体計画において示されている孤立が想定されている地域（表7参照）において孤立地域等が発生した場合には、隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移動手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された海路又は空路で進出する。なお、その他の地域において孤立地域等が発生した場合も同様に対応する。

【表7 具体計画において示されている孤立が想定されている地域】

津波浸水により陸路到達が難航すると見込まれる市町村		陸路以外のアクセス方法（例）	周辺の航空機用救助活動拠点（例）
高知県	土佐清水市	海路：大岐海岸（砂浜） 空路：土佐清水総合公園	宿毛市総合運動公園
高知県	安田町、馬路村	海路：安田川河口部（砂浜） 空路：大野台地ヘリポート	室戸広域公園
高知県	奈半利町、田野町、北川村	海路：奈半利港 空路：奈半利港緑地	室戸広域公園
高知県	室戸市	海路：室戸岬漁港 空路：室戸広域公園	室戸広域公園
高知県	東洋町	海路：白浜（砂浜） 空路：東洋町防災ヘリポート	野外交流の郷まぜのおか
和歌山県	太地町	空路：太地町町民グラウンド	新宮市民運動競技場
徳島県	海陽町	空路：野外交流の郷まぜのおか	野外交流の郷まぜのおか
愛媛県	愛南町	空路：第3号南予レクリエーション都市公園	第3号南予レクリエーション都市公園

- (2) 消防庁は、四国地方及び九州地方に陸路により迅速に進出できない場合には、別表5に示した民間フェリー又は自衛隊艦艇による隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、消防庁から指定された海路で進出する。

第6章 被災地外における地域医療搬送

第1節 被災地外における地域医療搬送に必要な拠点

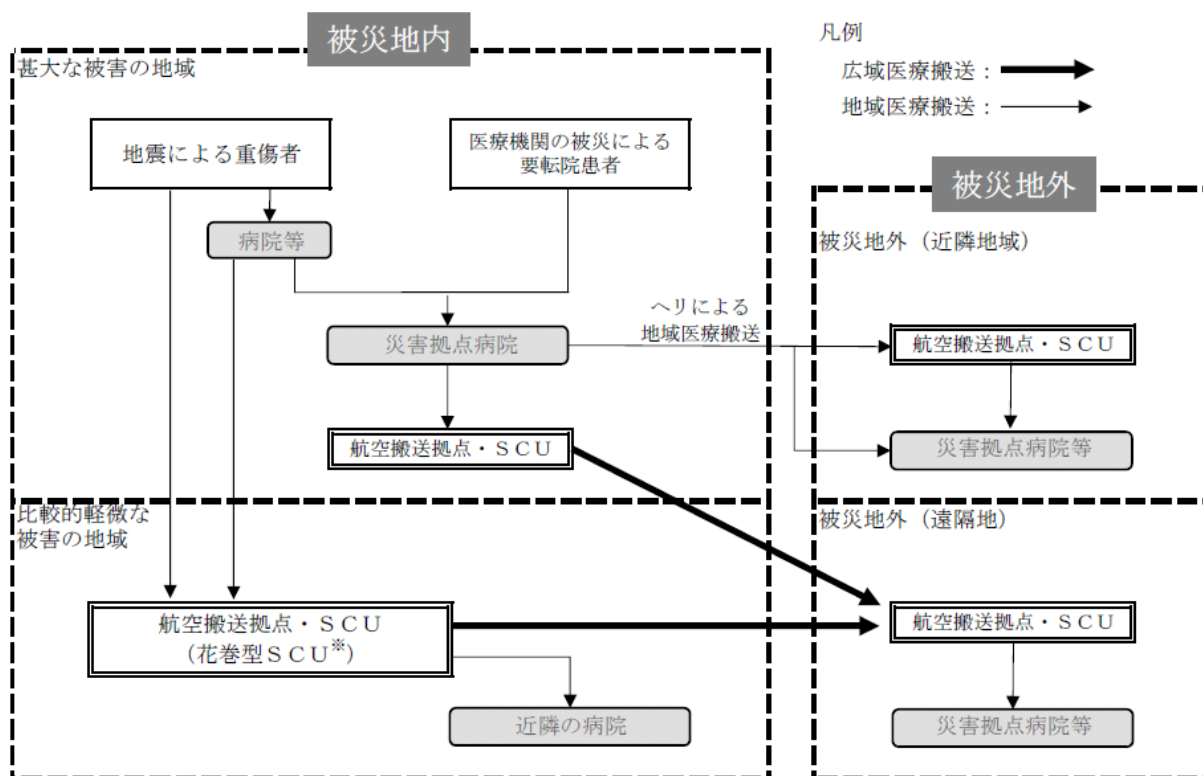
1 航空搬送拠点

広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU (Staging Care Unit:航空搬送拠点臨時医療施設) が設置可能なものをいう (別表6、7参照)。

第2節 各機関の対応

- 1 消防庁は、被災地において発生した傷病者の搬送に伴い、被災地外の航空搬送拠点から災害拠点病院等への搬送手段の確保について、緊急災害対策本部から依頼を受けた場合、当該航空搬送拠点が存する都道府県に対して、この旨連絡し、搬送手段の確保について調整を依頼する。
- 2 上記1の依頼を受けた都道府県は、当該搬送手段の確保について、当該都道府県内の消防本部等と調整する。
- 3 上記2の調整結果を踏まえ、当該都道府県内の消防本部は、救急隊等を速やかに航空搬送拠点まで出動させる。なお、当該救急隊等の活動は、被災地において発生した傷病者への対応であることから、長官からの緊急消防援助隊の出動指示に基づく活動とみなす。

【図4 地域医療搬送、広域医療搬送の流れ (概念図)】



※ 東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的小さいであった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

【別表1 重点受援県のヘリコプター離着陸場一覧】

都道府県	離着陸候補地 1							離着陸候補地 2						
	名称	所在地	離着陸帯の広さ (長さm×幅m)	着陸可能重量 (kg)	座標	夜間照明 の有無	給油の 有無	名称	所在地	離着陸帯の広さ (長さm×幅m)	着陸可能重量 (kg)	座標	夜間照明 の有無	給油の 有無
静岡県	駿府城公園	静岡市葵区駿府城公園	50m×50m		北緯34度58分35秒 東経138度28分5秒	無	無	与一安倍川河川敷	静岡市葵区与一6丁目地先	40m×80m		北緯35度0分58秒 東経138度22分9秒	無	無
愛知県	愛知県警察ヘリポート	名古屋市中区三の丸2-1-1	18m×15m	8,600kg	北緯35度10分40秒 東経136度54分16秒	有	無	名古屋飛行場	西春日井郡豊山町大字豊場			北緯35度15分18秒 東経136度55分28秒	有	有
三重県	三重県身体障害者 総合福祉センターの グラウンド	津市一身田大古曾670-2	150m×120m		北緯34度45分22秒 東経136度29分58秒	無	無	久居高校グラウンド	津市戸木町3569-1	200m×150m		北緯34度40分30秒 東経136度28分47秒	無	無
和歌山県	和歌山県庁南別館屋上 ヘリポート	和歌山市湊通丁北1丁目2-1	21m×21m	5,400kg	北緯34度13分28秒 東経135度10分6秒	有	無	コスモパーク加太	和歌山市加太2362-12	100m×100m		北緯34度13分12秒 東経136度10分4秒	無	無
徳島県	徳島県警察ヘリポート	徳島市万代町2丁目5-1	20m×18m	4,000kg	北緯34度3分47秒 東経134度33分46秒	有	無	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	20m×20m	10,000kg	北緯34度3分56秒 東経134度33分49秒	有	無
香川県	香川県庁屋上	高松市番町四丁目1番10号	21m×20m	10,000kg	北緯34度20分24秒 東経134度2分35秒	有	無	高松空港	高松市香南町岡	2,620m×300m		北緯34度12分51秒 東経134度0分56秒	有	有
愛媛県	松山空港	松山市南吉田町2731番地	2,500m×45m		北緯33度49分26秒 東経132度42分8秒	有	有	愛媛県総合運動公園	松山市上野町乙46番地内	100m×70m		北緯33度46分5秒 東経132度47分50秒	無	無
高知県	高知県警察本部ヘリポート	高知市丸ノ内1丁目2番20号	21m×17m	6,500kg	北緯33度33分36秒 東経133度32分4秒	有	無	近森病院	高知市高知市大川筋1丁目1-16	21m×21m	6,500kg	北緯33度33分53秒 東経133度32分27秒	有	無
大分県	大分県庁(屋上ヘリポート)	大分市大手町3丁目1番1号	17m×15m	4,500kg	北緯33度14分18秒 東経131度36分45秒	無	無	大分県央飛行場	豊後大野市大野町田代2592-2	800m×25m	5,400kg	北緯33度1分34秒 東経131度30分20秒	無	有
宮崎県	宮崎工業高校錦本町 グラウンド	宮崎市錦本町4-9	20m×20m		北緯31度55分17秒 東経131度25分49秒	無	無	宮崎生目の杜運動公園	宮崎市大字跡江4461	100m×100m		北緯31度56分44秒 東経131度22分32秒	無	無

【別表2-1 応援都道府県別広域進出拠点候補地一覧】

	都道府県大隊の登録隊数 ※1							広域進出拠点候補地		応援先（ケース別）			
	指揮 ※2	消火	救助	救急	後方支援	その他 ※3	計	最終ルート	SA・PA等	中部地方 が大きく被災	近畿地方 が大きく被災	四国地方 が大きく被災	九州地方 が大きく被災
北海道	8	167	27	91	39	48	380	その都度指定する。		長官が指示する。			
青森県	4	44	7	23	18	15	111	東名高速道路	足柄SA下り	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県
岩手県	3	42	7	23	17	6	98	東名高速道路	足柄SA下り	静岡県	愛知県	愛知県	愛知県
宮城県	4	52	10	24	18	16	124	東名高速道路	足柄SA下り	三重県	三重県	三重県	三重県
秋田県	3	40	7	19	11	8	88	東名高速道路	足柄SA下り	愛知県	静岡県	愛知県	愛知県
山形県	3	28	7	18	15	3	74	東名高速道路	足柄SA下り	静岡県	三重県	三重県	三重県
福島県	5	52	8	36	19	11	131	東名高速道路	足柄SA下り	愛知県	三重県	和歌山県	和歌山県
茨城県	3	61	14	49	30	22	179	東名高速道路	足柄SA下り	長官が指示する。			
栃木県	3	39	11	27	17	8	105	東名高速道路	足柄SA下り	愛知県	和歌山県	高知県	高知県
群馬県	4	40	8	23	16	5	96	東名高速道路	足柄SA下り	三重県	徳島県	徳島県	徳島県
埼玉県	5	108	26	59	44	23	265	東名高速道路	足柄SA下り	静岡県	和歌山県	高知県	高知県
千葉県	4	100	24	64	49	34	275	東名高速道路	足柄SA下り	長官が指示する。			
東京都	3	175	14	59	35	39	325	東名高速道路	足柄SA下り	長官が指示する。			
神奈川県	4	97	22	71	34	56	284	東名高速道路	足柄SA下り	長官が指示する。			
新潟県	4	62	16	37	22	19	160	名神高速道路	養老SA上り	三重県	高知県	高知県	高知県
富山県	3	30	7	20	14	11	85	名神高速道路	草津PA下り	和歌山県	和歌山県	和歌山県	高知県
石川県	3	29	5	15	16	12	80	名神高速道路	吹田SA下り	徳島県	徳島県	愛媛県	愛媛県
福井県	3	29	5	12	11	6	66	名神高速道路	吹田SA下り	香川県	香川県	香川県	香川県
山梨県	3	21	5	14	14	5	62	新東名高速道路	駿河湾沼津SA下り	長官が指示する。			
長野県	3	53	14	37	17	17	141	中央自動車道	内津峠PA下り	長官が指示する。			
岐阜県	4	55	14	38	16	7	134	東海北陸自動車道	川島PA上り	長官が指示する。			
滋賀県	3	25	6	14	12	6	66	名神高速道路	吹田SA下り	長官が指示する。			
京都府	4	46	10	21	13	16	110	名神高速道路	吹田SA下り	長官が指示する。			
大阪府	6	133	22	58	29	42	290	阪和自動車道	紀ノ川SA下り	長官が指示する。			
兵庫県	5	95	19	68	31	27	245	神戸淡路鳴門自動車道	淡路SA下り	長官が指示する。			
奈良県	3	24	7	20	12	7	73	国道24号・国道371号	橋本市運動公園	長官が指示する。			
鳥取県	3	19	3	7	7	5	44	岡山自動車道	高梁SA上り	愛媛県	高知県	高知県	大分県
島根県	2	23	6	21	8	5	65	山陽自動車道	福山SA上り	高知県	愛媛県	徳島県	宮崎県
岡山県	4	44	13	28	13	17	119	山陽自動車道	吉備SA下り	長官が指示する。			
広島県	3	61	12	39	22	20	157	山陽自動車道	小谷SA上り	長官が指示する。			
山口県	3	33	9	24	16	9	94	関門自動車道	壇之浦PA下り	長官が指示する。			
福岡県	7	53	15	40	28	29	172	大分自動車道	別府湾SA下り	長官が指示する。			
佐賀県	2	16	4	11	9	5	47	大分自動車道	別府湾SA下り	大分県	大分県	大分県	大分県
長崎県	3	33	7	21	10	4	78	大分自動車道	別府湾SA下り	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県
熊本県	4	34	12	27	15	16	108	宮崎自動車道	霧島SA下り	長官が指示する。			
鹿児島県	3	35	12	28	14	14	106	宮崎自動車道	霧島SA下り	長官が指示する。			
沖縄県	3	21	6	21	9	3	63	宮崎自動車道	霧島SA下り	長官が指示する。			

※1 登録隊数は、令和2年4月1現在の登録隊数（指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。）

※2 指揮隊の登録隊数は、都道府県大隊指揮隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊の合計値

※3 その他の登録隊数は、通信支援小隊、特殊災害小隊（毒劇物等対応小隊を除く。）及び特殊装備小隊の合計値

【別表 2 - 2 広域進出拠点一覧】

都道府県	名称	進出ルート	住所	面積 (㎡)	駐車台数 (台)	給油設備				
						ガソリン	軽油	灯油	給油設備 (レーン)	停電時の対応
岐阜県	養老SA (上り線)	名神高速道路	岐阜県養老郡養老町橋爪1475-1	30,000	大型車 62 普通車 106	80,000	40,000	—	8	—
岐阜県	川島PA (上り線)	東海北陸自動車道	岐阜県各務原市川島笠田町6丁目	5,776	大型車 25 普通車 52					
静岡県	足柄SA (下り線)	東名高速道路	静岡県駿東郡小山町603-18	6,200	大型車 242 普通車 324	70,000	30,000	—	12	非常用発電
静岡県	駿河湾沼津SA (下り線)	新東名高速道路	静岡県沼津市根古屋919-1	21,493	大型車 111 普通車 133	40,000	60,000	—	10	—
愛知県	内津峠PA (下り線)	中央自動車道	愛知県春日井市西尾町1007-17	14,750	大型車 43 普通車 100	40,000	20,000	—	8	—
滋賀県	草津PA (下り線)	名神高速道路	滋賀県草津市笠山5丁目2	15,000	大型車 112 普通車 116	55,000	8,000	—	3	非常電源
大阪府	吹田SA (下り線)	名神高速道路	大阪府吹田市岸辺北4丁目7-1	22,000	大型車 65 普通車 108	50,000	30,000	—	8	非常電源
和歌山県	紀ノ川SA (下り線)	阪和自動車道	和歌山県和歌山市北野744-4	5,897	大型車 47 普通車 147	42,000	18,000	—	8	非常電源
和歌山県	橋本市運動公園	国道24号・国道371号	和歌山県橋本市北馬場454番地	5,000	普通車 100 ※大型車も駐車可					
兵庫県	淡路SA (下り線)	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県淡路市岩屋3118	20,000	大型車 105 普通車 352	45,000	15,000	—	4	—
岡山県	吉備SA (下り線)	山陽自動車道	岡山県岡山市北区今岡705	4,080	大型車 110 普通車 131	40,000	20,000	—	8	—
岡山県	高梁SA (上り線)	岡山自動車道	岡山県高梁市巨瀬町1163-5	3,800	大型車 20 普通車 40	30,000	10,000	—	2	—
広島県	福山SA (上り線)	山陽自動車道	広島県福山市津之郷町津之郷広瀬183-1	13,500	大型車 70 普通車 80	30,000	20,000	—	8	—
広島県	小谷SA (上り線)	山陽自動車道	広島県東広島市高屋町小谷5561	16,764	大型車 58 普通車 150	60,000	20,000	—	4	—
山口県	壇之浦PA (下り線)	関門自動車道	山口県下関市壇之浦町6-1	4,749	大型車 24 普通車 86					
大分県	別府湾SA (下り線)	大分自動車道	大分県別府市3677-46	6,700	大型車 18 普通車 109	40,000	40,000	—	4	—
宮崎県	霧島SA (下り線)	宮崎自動車道	宮崎県小林市細野4263番地232	26,400	大型車 22 普通車 50	26,000	24,000	—	4	発電設備

【別表3 進出拠点一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積 (㎡)	駐車台数(台)	当該拠点への進出ルート	給油事業所名	所在地 【同拠点からの距離】	ガソリン	軽油	灯油	給油設備 (レーン) の数	停電時の対応
静岡県	足柄SA(下り線)	東名高速道路	静岡県駿東郡小山町603-18	6,200	大型車 242 普通車 324	東名高速道路下り	足柄SA下りSS 東京がレゾ(株)	同拠点内	70,000	30,000	-	12	非常電源
静岡県	浜松SA(上り線)	新東名高速道路	静岡県浜松市北区大平36	22,215	大型車 83 普通車 92	新東名高速道路上り	浜松SA上りSS 西日本フリート(株)	同拠点内	40,000	60,000	-	10	手動ポンプ
静岡県	浜名湖SA(下り線)	東名高速道路	静岡県浜松市北区三ヶ日町佐久間47-1	44,400	大型車 35 普通車 273	東名高速道路下り	(株)ENEOSウイング 浜名湖SA下り給油所	同拠点内	90,000	60,000	-	12	発電機
静岡県	駿河湾沼津SA(下り線)	新東名高速道路	静岡県沼津市根古屋919-1	21,493	大型車 111 普通車 133	新東名高速道路下り	(株)西日本宇佐美東海支店駿河湾SA下り給油所	同拠点内	40,000	60,000	-	10	-
愛知県	県営新城総合公園	国道257号	愛知県新城市浅谷字ヒヨイタ40	9,600	100以上	国道257号	JA愛知東 Jセルフ長篠	愛知県新城市長篠字西野々34-2【2.5km】	30,000	15,000	15,000	4	非常電源
愛知県	新城PA(下り線)	東名高速道路	愛知県新城市富岡東川60-689	1,786	大型車 24 普通車 23	東名高速道路下り	サンクスメイト(株)DD豊川インターSS	愛知県豊川市豊が丘町1番地【9.3km】	70,000	30,000	10,000	5	非常電源
愛知県	豊橋公園	国道1号	愛知県豊橋市今橋町3	216,401	50以上	国道1号	豊橋市中消防署	愛知県豊橋市東松山町23番地【2km】	22,500	12,500	-	2	手動ポンプ
愛知県	内津峠PA(下り線)	中央自動車道	愛知県春日井市西尾町1007-17	14,750	大型車 43 普通車 100	中央自動車道下り	(株)西日本宇佐美 中部支店内津峠PA下り線給油所	同拠点内	40,000	20,000	-	8	-
愛知県	JA愛知北犬山事業所	国道41号	愛知県犬山市塔野地西4丁目1	5,963	100	国道41号	中央石油販売株式会社41号セルフ	愛知県犬山市橋爪東6丁目5【0.7km】	50,000	20,000	10,000	8	-
愛知県	小牧市市民会館駐車場	国道155号	愛知県小牧市小牧二丁目107	22,164	100以上	名神高速道路 小牧IC	㈱網庄	愛知県小牧市中央一丁目317【1.1km】	30,000	10,000	10,000	4	非常電源
愛知県	尾張一宮PA(上り線)	名神高速道路	愛知県一宮市丹陽町三ツ井東金浦2709	14,000	大型車 91 普通車 84	名神高速道路上り	オーモリニッセキ(株)	愛知県一宮市丹陽町九日市場字中田129【1km】	40,000	10,000	10,000	8	非常電源
愛知県	愛知県一宮総合運動場	国道155号	愛知県一宮市千秋町佐野字向農756	100,000	450	国道155号	株式会社ENEOSフロンティアD0セルフ一宮名岐店	愛知県一宮市平島1丁目1番1号【3.4km】	60,000	20,000	10,000	6	非常電源
愛知県	学戸公園	愛知県道65号	愛知県蟹江町学戸五丁目29	16,015	50以上	東名阪自動車道 蟹江IC	(株)西日本宇佐見東海支店蟹江インターSS	愛知県蟹江町北新田二丁目8-1【0.5km】	28,500	28,800	9,600	10	-
三重県	大山田PA(上り線)	東名阪自動車道	三重県桑名市蛸塚新田75	7,500	大型車 38 普通車 86	東名阪自動車道上り	桑名市消防署大山田分署	三重県桑名市大山田1丁目7-1【6km】	600	-	-	1	手動ポンプ
三重県	大山田PA(下り線)	東名阪自動車道	三重県桑名市蛸塚新田地	7,500	大型車 38 普通車 92	東名阪自動車道下り	桑名市消防署大山田分署	三重県桑名市大山田1丁目7-1【5.2km】	600	-	-	1	手動ポンプ
三重県	桑名市総合運動公園	三重県道142号	三重県桑名市芳ヶ崎1859-4	15,000	100	岐阜県から国道258号	桑名市消防署大山田分署	三重県桑名市大山田1丁目7-8【1.9km】	600	-	-	1	手動ポンプ
三重県	垂坂ソフトボール場	三重県道64号	三重県四日市市大矢知町大沢1981番地の25	200,784	250	東名阪自動車道 四日市東IC	四日市市中消防署	三重県四日市市西新地14-4【8km】	3,000	6,500	-	1	手動ポンプ
三重県	藤原文化センター	国道306号・365号	三重県いなべ市藤原町市場493-1	15,000	50	滋賀県から国道306号 岐阜県から国道365号	桑名市消防署員弁北分署	三重県員弁郡東員町六把野新田84-3【1.5km】	-	600	-	1	手動ポンプ
三重県	亀山PA(下り線)	東名阪自動車道	三重県亀山市布気町805-1	20,700	大型車 39 普通車 140	東名阪自動車道	丸紅エネルギー西日本フリート(株)R-1亀山インターSS	三重県亀山市小野町394【2.8km】	30,000	75,000	5,000	10	-
三重県	名阪上野ドライブイン	国道25号(名阪国道)	三重県伊賀市大内2017	14,097	大型車 44 普通車 180	奈良県から名阪国道大内IC	アポロ興産(株)上野インター給油所	三重県伊賀市四十九町1140【4.0km】	38,400	19,200	9,600	4	非常電源
三重県	紀北PA(上下線)	紀勢自動車道	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦字狐ヶ谷600-7	6,300	大型車 12 普通車 50	紀勢自動車道	コスモ石油 伊藤石油三浦SS	三重県紀北町紀伊長島区三浦字浜端320【1.2km】	38,400	9,600	9,600	3	手動ポンプ
三重県	山崎運動公園	三重県道141号	三重県熊野市有馬町4520-325	106,400	200	和歌山県・奈良県から国道169号	三重交通商事株式会社熊野直売営業所	三重県熊野市有馬町3724-12【0.5km】	20,000	40,000	20,000	2	手動ポンプ
和歌山県	橋本市運動公園	国道24号・国道371号	和歌山県橋本市北馬場454番地	5,000	100	奈良県から京奈和自動車道、国道24及び市道 大阪府から国道371及び市道	JA給油所	和歌山県橋本市市脇一丁目39番1号【2.7km】	30,000	30,000	20,000	2	手動ポンプ
和歌山県	紀ノ川SA(下り線)	阪和自動車道	和歌山県和歌山市北野744-4	5,897	大型車 47 普通車 147	大阪府から阪和自動車道下り	JX日鉄日石エネルギー(株)	同拠点内	42,000	18,000	-	8	非常用電源

【別表3 進出拠点一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積 (㎡)	駐車台数(台)	当該拠点への進出ルート	給油事業所名	所在地 【同拠点からの距離】	ガソリン	軽油	灯油	給油設備 (レーン) の数	停電時の対応
和歌山県	田辺スポーツパーク	阪和自動車道	和歌山県田辺市上の山一丁目23番1-1号	308,000	276	阪和自動車道 南紀田辺ICから国道42号田辺西バイパスを横断し田辺市道	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	徳島県消防学校	国道11号	徳島県板野郡北島町鯛浜165	33,543	100	徳島自動車道 鳴門ICから国道11号	篠原商事(株)ドクタードライブエスバル北島店	徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須27-4【0.3km】	30,000	30,000	10,000	6	非常電源
徳島県	鳴門西PA(上り線)	高松自動車道	徳島県鳴門市大麻町検1-3	2,600	大型車 14 普通車 17	香川県から高松自動車道	大坂石油	徳島県鳴門市大麻町板東字西山田119-1【7km】	14,400	14,400	99,600	2	手動ポンプ
徳島県	吉野川SA(上り線)	徳島自動車道	徳島県三好郡東みよし町足代1377	40,000	大型車 13 普通車 29	高知県から徳島自動車道	徳島自動車道上り太陽石油SS	同拠点内	45,000	15,000	無	4	手動ポンプ
徳島県	緑の丘スポーツ公園	徳島自動車道	徳島県阿波市土成町土成字北原1	3,500	40 (普通車80)	徳島自動車道 土成ICから徳島県道139号	森石油	徳島県阿波市土成町水田字月成132【5.3km】	28,800	15,000	20,000	6	非常電源
香川県	白鳥中央公園	国道11号	香川県東かがわ市帰来1101	88,000	200	高松自動車道	竹本石油(株)ニュー白鳥	香川県東かがわ市湊1910-5【2.2km】	36,200	13,000	9,600	5	-
香川県	まんのう町琴南公民館	国道438号	香川県仲多度郡まんのう町中通875	3,940	50	国道438号	JA香川県エネルギーサービス	香川県仲多度郡まんのう町吉野1215-4【10.2km】	28,800	20,000	10,000	4	-
香川県	瀬戸大橋記念公園	坂出市道番の州南北幹線	香川県坂出市番の州緑町6-12	62,260	500	瀬戸中央道・高松自動車道、国道438号	横井石油(株)ニュー坂出SS	香川県坂出市入船町一丁目1-2【5.9km】	58,000	24,000	14,000	6	非常電源
香川県	萩の丘公園	国道377号	香川県観音寺市大野原町丸井乙139-1	11,300	90	高松自動車道、国道377号	(株)藤田商店	香川県観音寺市甲1213-18【8km】	22,000	8,000	10,000	6	手動ポンプ
愛媛県	馬立PA(上り線)	高知自動車道	愛媛県四国中央市新宮町馬立2番地	5,600	大型車 14 普通車 16	高知県から高知自動車道	内田石油(株)サンファースト金生南SS	愛媛県四国中央市金生町下分1091-1【13.5km】	126,000	30,000	48,000	10	非常電源
愛媛県	上分PA(下り線)	松山自動車道	愛媛県四国中央市上分町字松ノ谷乙17-68	11,328	大型車 9 普通車 19	香川・徳島県から高松・徳島自動車道	内田石油(株)サンファースト金生南SS	愛媛県四国中央市金生町下分1091-1【4km】	126,000	30,000	48,000	10	非常電源
愛媛県	四国中央市消防本部	国道11号	愛媛県四国中央市中曾根町500	6,400	70	国道11号バイパス	トクワカ商事(株)金子給油所	愛媛県四国中央市三島金子1丁目1-9【1.9km】	40,000	10,000	10,000	6	非常電源
愛媛県	道の駅伯方SCパーク	国道317号	愛媛県今治市伯方町叶浦甲1668-1	6,900	100	広島県から西瀬戸自動車道、国道317号線	村上石油(株)伯方大橋給油取扱所	愛媛県今治市伯方町叶浦甲1668-24【0.15km】	25,000	13,000	12,000	5	非常電源
愛媛県	久万高原町役場柳谷支所	国道33号	愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川923	970	50	高知県から国道33号線	高橋石油	久万高原町柳井川780【1km】	12,480	6,720	9,600	2	手動ポンプ
愛媛県	松山中央公園	国道33号	愛媛県松山市市坪西町625-1	40,000	1,200	松山自動車道、国道33号(高知県側のみ)	上原成商事(株)松山支店	愛媛県松山市千舟町3-3-9【4.7km】	34,000	60,000	10,000	5	-
愛媛県	宇和文化会館駐車場	国道56号	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目444	9,300	70	香川県、高知県、徳島県から松山自動車道	三原産業(株)宇和れんげSS	西予市宇和町卯之町一丁目520【1km】	40,000	20,000	20,000	6	非常電源
高知県	大杉農村広場	国道32号	高知県長岡郡大豊町中村大王1056	2,000	50	香川県、徳島県から国道32号	(有)菅原石油	高知県長岡郡大豊町杉6-1【0.5km】	19,200	9,600	9,600	3	手動ポンプ
高知県	道の駅 木の香	国道194号	高知県吾川郡いの町桑瀬 225-24	9,167	60	愛媛県からしまなみ街道、国道194号	(有)隅田石油店	高知県吾川郡いの町上八川甲1912-6【25.1km】	19,200	19,200	9,600	5	手動ポンプ
高知県	南国SA(下り線)	高知自動車道	高知県南国市岡豊町小蓮字大谷1012番地2	7,074	大型車 20 普通車 61	徳島・松山から高松自動車道、高知自動車道	太陽石油(株)	高知県南国市岡豊町小蓮1210番地1【0.4km】	45,000	15,000	15,000	2	非常電源
高知県	旧吾川中学校グラウンド	国道33号	高知県吾川郡仁淀川町大崎300番地	7,000	100	愛媛県から国道33号	コスモス農協仁淀川給油所	高知県吾川郡仁淀川町大崎440番地1【0.3km】	26,000	12,000	12,000	2	非常電源
高知県	太郎川公園	国道197号	高知県高岡郡梶原町太郎川3799-3	5,623	100	愛媛県から国道197号	(有)梶原石油	高知県高岡郡梶原町梶原1448-1【1.8km】	20,000	19,200	10,000	2	手動ポンプ
大分県	別府湾SA(下り線)	大分自動車道	大分県別府市大字内籠字扇山3677-46	6,700	大型車 18 普通車 109	大分自動車道下り	エネオス別府湾SASS	同拠点内	40,000	40,000	-	4	-
大分県	大分スポーツ公園	大分自動車道	大分県大分市大字横尾1351番地	80,572	5,828	大分自動車道 大分米良ICから国道197号線	(株)九州エナジー九州石油ドーム明野	大分県大分市大字横尾4081【1km】	48,000	18,000	30,000	4	-
大分県	佐伯市総合運動公園	東九州自動車道	大分県佐伯市大字長谷2614番地外	19,000	800	東九州自動車道 佐伯堅田IC	(株)山作 豊南給油所	大分県佐伯市鶴岡町1丁目1番21号【6.6km】	40,000	15,000	15,000	6	非常電源

【別表3 進出拠点一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積 (㎡)	駐車台数(台)	当該拠点への進出ルート	給油事業所名	所在地 【同拠点からの距離】	ガソリン	軽油	灯油	給油設備 (レーン) の数	停電時の対応
大分県	竹田市総合運動公園	国道502号	大分県竹田市大字竹田1320番地	29,600	250	熊本県から国道57号	東九州石油㈱ 竹田天神SS	大分県竹田市大字竹田1526 【0.7km】	30,000	20,000	10,000	4	—
							友忠商事(有) セルフ竹田給油所	大分県竹田市大字飛田川1661番地1 【0.9km】	40,000	10,000	10,000	4	非常電源
大分県	大貞総合運動公園	国道10号	大分県中津市加来2282-27	73,000	138	福岡県から国道10号	(有) 合林石油店 宮永給油所	大分県中津市大字上宮永495-1 【4.5km】	29,000	10,000	10,000	4	非常電源
大分県	大原グランド	国道212号	大分県日田市田島1丁目12-8	19,258	100	大分自動車道日田ICから市道田島大原通り線	(有) 日高石油	大分県日田市上城内町1-22 【1.5km】	15,000	10,000	15,000	4	非常電源
宮崎県	西階総合運動公園	宮崎県道241号線	宮崎県延岡市西階町1丁目3800	100,000	600	北方町総合支所から国道218号	イテックスリテール宮崎 セルフ大貫給油所	宮崎県延岡市大貫町2丁目1080-1 【0.5km】	60,000	20,000	20,000	10	非常発電
宮崎県	高千穂町総合公園	国道218号	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1498	16,190	300	国道218号線を高千穂方面へ総合公園前交差点を右折	新光石油(有)	宮崎県高千穂町大字三田井1732-60 【1km】	40,000	20,000	30,000	4	非常電源
宮崎県	都城市公設地方卸売市場	国道10号	宮崎県都城市志比田町5571番地1	92,000	900	熊本県から九州自動車道	江夏石油(株) 都城インターチェンジ店	宮崎県都城市都北町7682-2 【4.9km】	68,000	28,000	20,000	6	非常電源
宮崎県	霧島SA(下り線)	宮崎自動車道	宮崎県小林市細野4263番地232	26400	大型車 22 普通車 50	福岡県・長崎県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県から九州自動車道 えびのJCTから宮崎自動車道下り	株式会社西日本宇佐美 霧島SA下りSS	同拠点内	26,000	24,000	—	4	発電設備

【別表4 航空機用救助活動拠点※1】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※2	座標
福島県	福島空港	福島県玉川村	福島県	航空機の駐機・給油等	北緯37度13分08秒 東経140度25分51秒
茨城県	茨城空港 (航空自衛隊百里基地)	茨城県小美玉市	茨城県 (防衛省)	航空機の駐機等	北緯36度10分40秒 東経140度24分28秒
埼玉県	ホンダエアポート	埼玉県桶川市	本田航空(株)	航空機の駐機・給油等	北緯35度58分30秒 東経139度31分02秒
埼玉県	航空自衛隊入間基地	埼玉県狭山市	防衛省	航空機の駐機・給油等	北緯35度50分40秒 東経139度24分20秒
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地	東京都立川市	防衛省	航空機の駐機等	北緯35度42分39秒 東経139度24分9秒
東京都	東京ヘリポート	東京都江東区	東京都	航空機の駐機・給油等	北緯35度38分10秒 東経139度50分20秒
新潟県	新潟空港	新潟県新潟市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯37度57分21秒 東経139度06分40秒
富山県	富山空港	富山県富山市	富山県	航空機の駐機・給油等	北緯36度38分54秒 東経137度11分13秒
石川県	小松飛行場 (航空自衛隊小松基地)	石川県小松市	防衛省	航空機の駐機等	北緯36度24分10秒 東経136度25分16秒
福井県	福井空港	福井県坂井市	福井県	航空機の駐機・給油等	北緯36度08分23秒 東経136度13分26秒
長野県	松本空港	長野県松本市	長野県	航空機の駐機・給油等	北緯36度10分00秒 東経137度55分20秒
岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	岐阜県各務原市	防衛省	航空機の駐機等	北緯35度23分45秒 東経136度52分8秒
静岡県	愛鷹広域公園	静岡県沼津市	静岡県	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度9分20秒 東経138度51分11秒
静岡県	静岡空港 (富士山静岡空港)	静岡県牧之原市	富士山静岡 空港(株)	航空機の駐機・給油等	北緯34度47分46秒 東経138度11分20秒
静岡県	小笠山総合運動公園	静岡県袋井市	静岡県	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度44分32秒 東経137度58分12秒
静岡県	航空自衛隊浜松基地	静岡県浜松市	防衛省	航空機の駐機等	北緯34度48分46秒 東経138度17分44秒
静岡県	湖西運動公園	静岡県湖西市	湖西市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度43分8秒 東経137度30分48秒
愛知県	赤羽根文化広場	愛知県田原市	田原市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度37分30秒 東経137度13分15秒
愛知県	岡崎中央総合公園	愛知県岡崎市	岡崎市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度56分58秒 東経137度13分3秒
愛知県	半田運動公園	愛知県半田市	半田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度53分57秒 東経136度53分0秒
愛知県	刈谷市総合運動公園	愛知県刈谷市	刈谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度1分7秒 東経137度0分38秒
愛知県	名古屋飛行場 (航空自衛隊小牧基地)	愛知県豊山町	愛知県 (防衛省)	航空機の駐機・給油等	北緯35度15分01秒 東経136度55分58秒
三重県	古里公園	三重県明和町	明和町	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度32分34秒 東経136度36分30秒
三重県	熊野市山崎運動公園	三重県熊野市	熊野市	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度51分59秒 東経136度4分32秒
大阪府	八尾空港 (陸上自衛隊八尾駐屯地)	大阪府八尾市	国土交通省 (防衛省)	航空機の駐機・給油等	北緯34度35分48秒 東経135度36分00秒
兵庫県	神戸空港	兵庫県神戸市	神戸市	航空機の駐機・給油等	北緯34度37分58秒 東経135度13分24秒
和歌山県	新宮市民運動競技場	和歌山県新宮市	新宮市	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度41分17秒 東経135度58分6秒
和歌山県	南紀白浜空港	和歌山県白浜町	和歌山県	航空機の駐機・給油等	北緯33度39分44秒 東経135度21分50秒
和歌山県	コスモパーク加太	和歌山県和歌山市	和歌山県	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度16分46秒 東経135度05分43秒
和歌山県	橋本市運動公園	和歌山県橋本市	橋本市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度20分04秒 東経135度36分59秒
和歌山県	旧南紀白浜空港跡地	和歌山県白浜町	和歌山県 白浜町	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度40分3秒 東経135度21分17秒

【別表4 航空機用救助活動拠点※1】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※2	座標
岡山県	岡山空港	岡山県岡山市	岡山県	航空機の駐機・給油等	北緯34度45分25秒 東経133度51分19秒
岡山県	岡南飛行場	岡山県岡山市	岡山県	航空機の駐機・給油等	北緯34度35分29秒 東経133度56分00秒
広島県	広島空港	広島県三原市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯34度26分08秒 東経132度54分43秒
広島県	広島ヘリポート	広島県広島市	広島県	航空機の駐機・給油等	北緯34度22分17秒 東経132度25分8秒
徳島県	徳島県鳴門ウチノ海総合公園	徳島県鳴門市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度10分2秒 東経134度36分55秒
徳島県	徳島飛行場 (海上自衛隊徳島航空基地)	徳島県松茂町	防衛省	航空機の駐機等	北緯34度07分56秒 東経134度36分31秒
徳島県	南部健康運動公園	徳島県阿南市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度51分56秒 東経134度36分12秒
徳島県	野外交流の郷まぜのおか	徳島県海陽町	徳島県	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度37分22秒 東経134度22分8秒
香川県	高松空港	香川県高松市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯34度12分51秒 東経134度00分56秒
愛媛県	松山空港	愛媛県松山市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯33度49分26秒 東経132度42分6秒
愛媛県	第3号南予レクリエーション都市公園	愛媛県愛南町	愛媛県	空からの救出救助・消火活動等	北緯32度57分2秒 東経132度35分9秒
愛媛県	丸山公園	愛媛県宇和島市	宇和島市	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度13分44秒 東経132度34分35秒
高知県	室戸広域公園	高知県室戸市	高知県	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度17分8秒 東経134度9分27秒
高知県	県立青少年センター	高知県香南市	高知県	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度34分37秒 東経133度41分49秒
高知県	高知空港	高知県南国市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯33度32分46秒 東経133度40分8秒
高知県	春野総合運動公園	高知県高知市	高知県	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度30分31秒 東経133度30分4秒
高知県	宿毛市総合運動公園	高知県宿毛市	宿毛市	空からの救出救助・消火活動等	北緯32度58分9秒 東経132度46分52秒
高知県	安芸市総合運動場	高知県安芸市	安芸市	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度30分10秒 東経133度53分28秒
高知県	四万十緑林公園	高知県四万十町	四万十町	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度12分49秒 東経133度7分48秒
高知県	土佐清水総合運動公園	高知県土佐清水市	土佐清水市	空からの救出救助・消火活動等	北緯32度47分29秒 東経132度57分39秒
福岡県	奈多ヘリポート	福岡県福岡市	福岡国際空港 (株)	航空機の駐機・給油等	北緯33度40分39秒 東経130度23分27秒
福岡県	北九州空港	福岡県北九州市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯33度50分44秒 東経131度02分04秒
熊本県	熊本空港(陸上自衛隊高遊原分屯地を含む。)	熊本県益城町	国土交通省 (防衛省)	航空機の駐機・給油等	北緯32度50分2秒 東経130度51分25秒
大分県	大分空港	大分県国東市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯33度28分46秒 東経131度44分12秒
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	佐伯市	空からの救出救助・消火活動等	北緯32度55分43秒 東経131度52分6秒
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	櫛大宜	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度11分28秒 東経131度38分57秒
大分県	大分県央飛行場	大分県豊後大野市	大分県	航空機の駐機・給油等	北緯33度01分34秒 東経131度30分18秒
宮崎県	日向市牧水公園交流施設	宮崎県日向市	日向市	空からの救出救助・消火活動等	北緯32度21分37秒 東経131度27分48秒
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	宮崎県新富町	防衛省	航空機の駐機等	北緯32度5分10秒 東経131度27分16秒
宮崎県	清水台総合公園	宮崎県西都市	西都市	空からの救出救助・消火活動等	北緯32度6分19秒 東経131度22分44秒
宮崎県	宮崎空港	宮崎県宮崎市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯31度52分24秒 東経131度26分54秒
宮崎県	宮崎市生目の社運動公園	宮崎県宮崎市	宮崎市	空からの救出救助・消火活動等	北緯31度56分44秒 東経131度22分30秒

【別表 4 航空機用救助活動拠点※1】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※2	座標
鹿児島県	鹿児島空港	鹿児島県霧島市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯31度48分9秒 東経130度43分7秒

- ※1 航空機用救助活動拠点は、津波被害が甚大な地域において、都道府県が活動拠点候補地として計画している施設のうちから、大規模回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、おおむね10ha以上の敷地面積を有するもの(周辺に10ha以上のものがない場合には、それ以下のものも含む。)から選定
- ※2 用途は、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記

【別表5 陸路以外の主な進出手段】

対応が想定される状況	手段	候補ルート		備考
		出発地	到着地	
北海道大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	函館港	大間港	所要時間 約1時間30分
		苫小牧西港	青森港	所要時間 約3時間50分
			八戸港	所要時間 約7時間
			仙台港→名古屋港	所要時間 約40時間
			大洗港	所要時間 約19時間
		苫小牧東港	(秋田港→新潟港→) 敦賀港	所要時間 約19時間
小樽港	舞鶴港	所要時間 約20時間		
沖縄県大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	那覇港	新潟港	所要時間 約18時間
			鹿児島港	所要時間 約25時間30分
北海道大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	新千歳空港	志布志港→(東京港)	所要時間 約18時間(那覇港→志布志港)
			静岡空港	被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出
			中部国際空港	
			徳島空港	
			高松空港	
			高知空港	
松山空港				
沖縄県大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	那覇空港	宮崎空港	
			中部国際空港	
			松山空港	
関東地方の大隊の迅速な進出 ^{※1} (第5章第3節3の対応)	自衛隊輸送機 (C-130、C-1、CH-47)	入間基地	高知空港	隊員、資機材のみを輸送する場合は、被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出
			南紀白浜空港	
			松山空港	
			高松空港	
			小牧基地	
北海道大隊が迅速に進出する場合 (第5章第3節3の対応)		千歳基地	高松基地	
			南紀白浜空港	
青森県大隊が迅速に進出する場合 (第5章第3節3の対応)		三沢飛行場	土佐清水分屯地基地 ^{※2}	
沖縄県大隊が迅速に進出する場合 (第5章第3節3の対応)		那覇空港	小牧基地	
四国地方及び九州地方に陸路により迅速に進出できない場合の進出 (第5章第3節4の対応)	民間フェリー	和歌山港	福岡空港	所要時間 約2時間
		大阪港	徳島港	所要時間 約2時間
		神戸港	東予港	所要時間 約8時間
		神戸港	高松港	所要時間 約4時間
		宇野港	新居浜港	所要時間 約7時間
		柳井港	(宮浦港→) 高松港	所要時間 約1時間30分
		徳山港	松山港	所要時間 約2時間30分
		(東京港→) 徳島港	竹田津港	所要時間 約2時間
		松山港	新門司港	所要時間 約15時間(徳島港→新門司港)
		八幡浜港	小倉港	所要時間 約7時間5分
	八幡浜港	別府港	所要時間 約2時間50分	
白杵港	所要時間 約2時間25分			
自衛隊輸送艦	緊急災害対策本部を通じて調整。		陸路が途絶した際に被災地の状況から特に必要がある場合に活用	

※1 災害の状況を踏まえ、自衛隊空輸基準を満たす救助工作車IV型等(隊員を含む。)の空輸を行う。

※2 土佐清水分屯地基地については、ヘリコプターのみ離着陸可能

【別表6 被災地内の航空搬送拠点候補地】

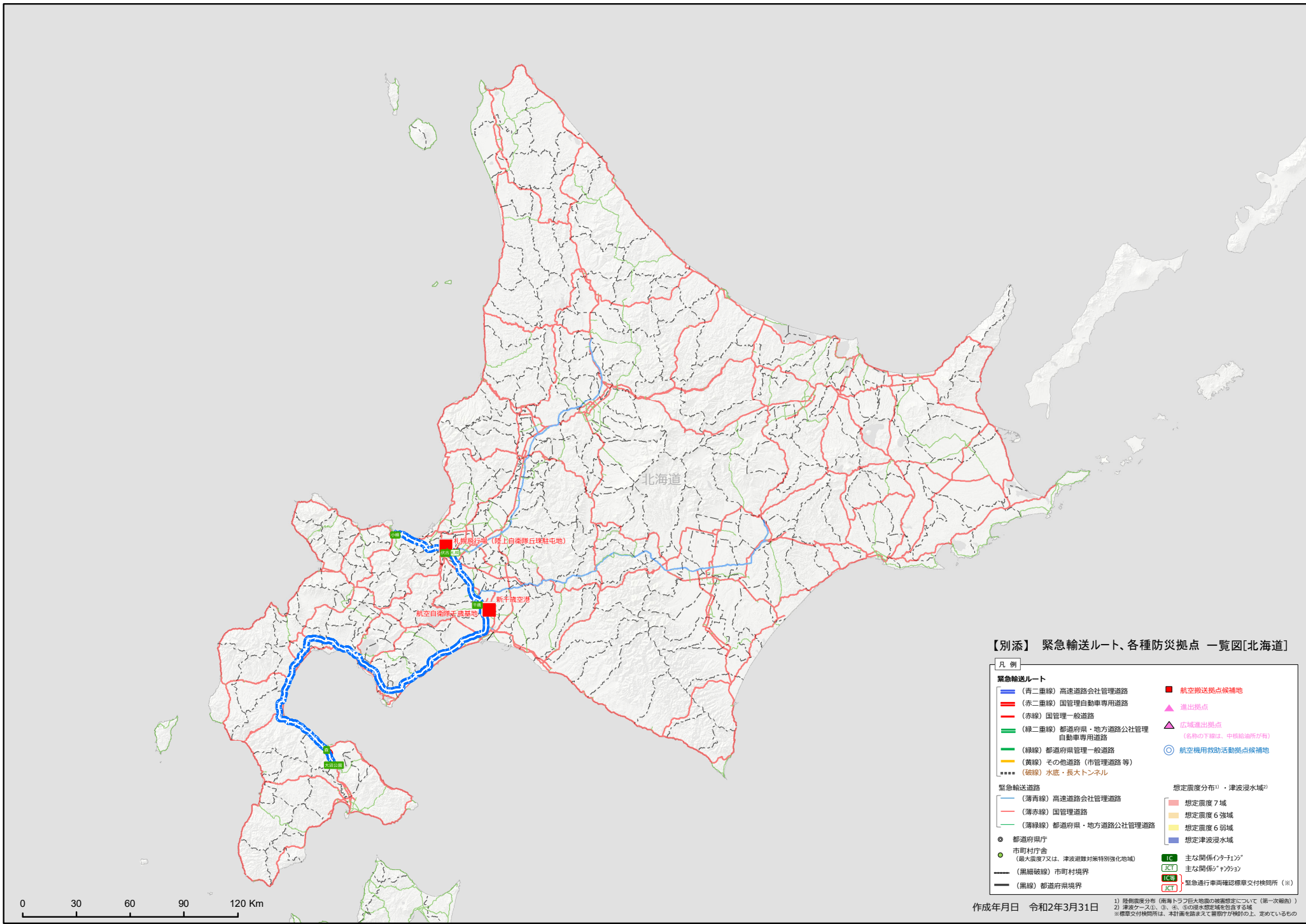
都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
山梨県	小瀬スポーツ公園(補助競技場)		○
長野県	松本空港	○	○
長野県	犀川第2緑地		○
岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	○	○
静岡県	愛鷹広域公園		○
静岡県	静岡空港	○	○
静岡県	航空自衛隊浜松基地	○	○
愛知県	名古屋飛行場(航空自衛隊小牧基地)	○	○
三重県	三重大学グラウンド		○
三重県	三重県立看護大学(グラウンド及び体育館)		○
三重県	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)ヘリポート及びサンアリーナ		○
滋賀県	滋賀医科大学グラウンド及び体育館		○
滋賀県	滋賀県立大学未利用地及び多目的ホール		○
京都府	京都御苑		○(一部)
大阪府	八尾空港		○
大阪府 兵庫県	大阪国際空港	○	○
兵庫県	神戸空港	○	○
兵庫県	但馬飛行場		○
兵庫県	三木総合防災公園		○
奈良県	橿原運動公園		○
和歌山県	南紀白浜空港	○	○
和歌山県	コスモパーク加太(和歌山県消防学校)		○
和歌山県	橋本市運動公園		○
和歌山県	新宮市民運動競技場		○
岡山県	岡山空港	○	○
広島県	広島空港	○	○
山口県	山口宇部空港	○	○
徳島県	あすたむらんど徳島		○
徳島県	徳島飛行場(海上自衛隊徳島航空基地)	○	○
徳島県	西部健康防災公園		○
香川県	高松空港	○	○
愛媛県	松山空港	○	○
高知県	安芸市総合運動場		○
高知県	高知大学医学部		○
高知県	宿毛市総合運動公園		○
福岡県	福岡空港	○	○
福岡県	奈多ヘリポート		○
福岡県	北九州空港	○	○
熊本県	熊本空港(陸上自衛隊高遊原分屯地を含む。)	○	○
大分県	大分空港	○	○

【別表6 被災地内の航空搬送拠点候補地】

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
大分県	大分スポーツ公園		○
宮崎県	宮崎空港	○	○
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	○	○
鹿児島県	鹿児島空港	○	○

【別表7 被災地外の航空搬送拠点候補地】

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
北海道	新千歳空港	○	○
北海道	航空自衛隊千歳基地	○	○
北海道	札幌飛行場（陸上自衛隊丘珠駐屯地）	○	○
青森県	青森空港	○	○
岩手県	花巻空港	○	○
宮城県	仙台空港	○	○
宮城県	航空自衛隊松島基地	○	○
宮城県	陸上自衛隊霞目駐屯地		○
山形県	山形空港	○	○
山形県	庄内空港	○	○
福島県	福島空港	○	○
茨城県	航空自衛隊百里基地	○	○
栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	○	○
群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地		○
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 （有明の丘地区）		○
東京都	東京国際空港	○	○
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地		○
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○
新潟県	新潟空港	○	○
富山県	富山空港	○	○
石川県	小松飛行場（航空自衛隊小松基地）	○	○
福井県	福井空港		○
鳥取県	鳥取空港	○	○
鳥取県	倉吉市営陸上競技場		○
鳥取県	美保飛行場（航空自衛隊美保基地）	○	○
鳥取県	鳥取県消防学校		○
島根県	出雲空港	○	○
佐賀県	佐賀空港	○	○
長崎県	長崎空港	○	○



【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図[北海道]

凡例

<p>緊急輸送ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> (青二重線) 高速道路会社管理道路 (赤二重線) 国管理自動車専用道路 (赤線) 国管理一般道路 (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路 (緑線) 都道府県管理一般道路 (黄線) その他道路(市管理道路等) (破線) 水底・長大トンネル 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 航空搬送拠点候補地 ▲ 進出拠点 △ 広域進出拠点 (名称の下線は、中継給油所が有) ◎ 航空機用救助活動拠点候補地
<p>緊急輸送道路</p> <ul style="list-style-type: none"> (薄青線) 高速道路会社管理道路 (薄赤線) 国管理道路 (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 都道府県庁 ● 市町村庁舎 (最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域) (黒細破線) 市町村境界 (黒線) 都道府県境界 	<p>想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 想定震度7域 ■ 想定震度6強域 ■ 想定震度6弱域 ■ 想定津波浸水域 <ul style="list-style-type: none"> IC 主な関係(インターチェンジ) ET 主な関係(エタピ) ETC 緊急通行車再確認確認章交付検問所(※)

作成年月日 令和2年3月31日

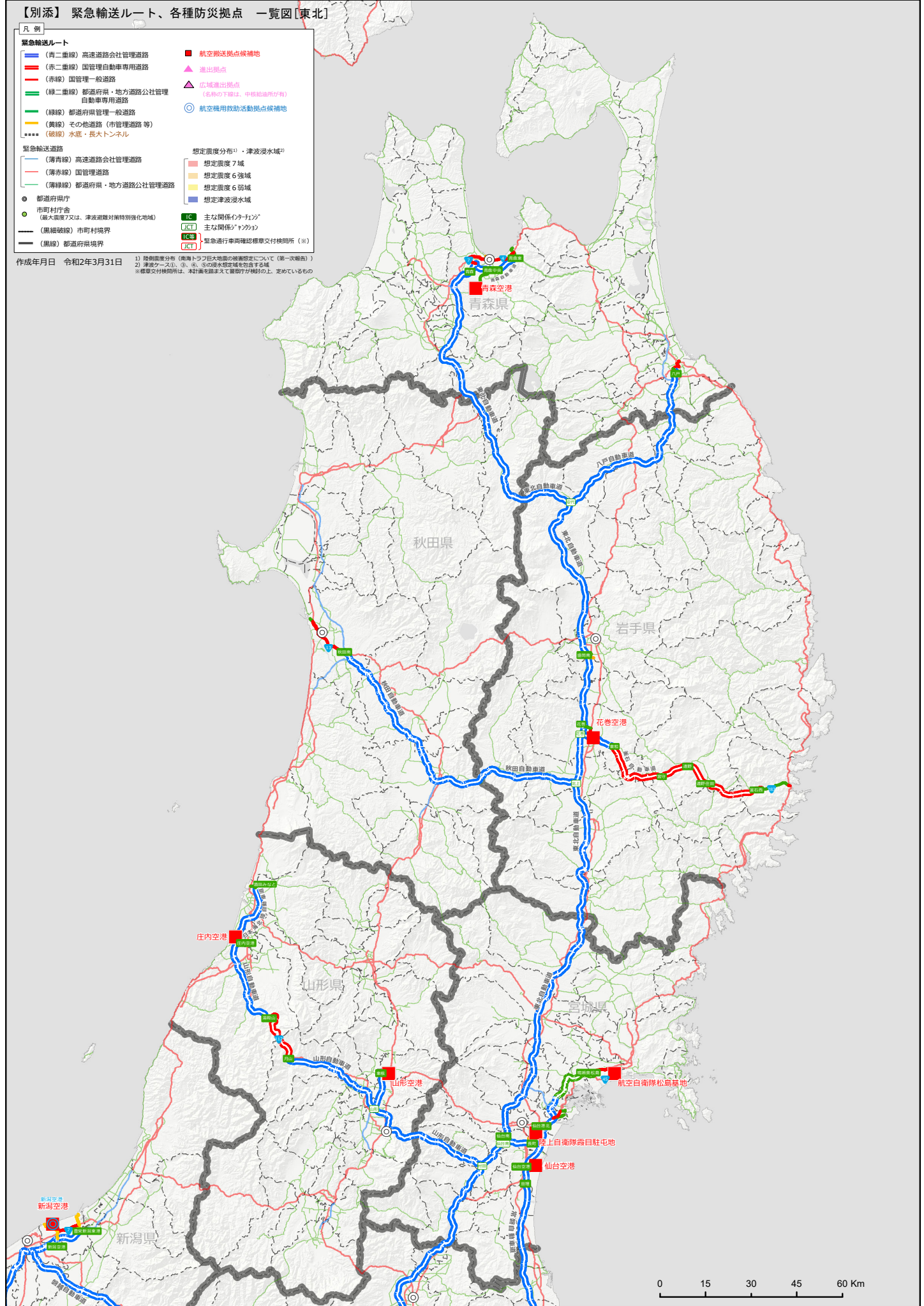
1) 震害想定分布(南海トラフ巨大地震の被害想定に基づいて(第一次報告))
 2) 津波浸水域(①、②、③の津波浸水域を包含する域)
 ※ 確認章交付検問所は、本計画を踏まえて警察庁が検討の上、定めているもの

【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図[東北]

- 凡例
- 緊急輸送ルート**
- (薄青線) 高速道路会社管理道路
 - (薄赤線) 国管理自動車専用道路
 - (赤線) 国管理一般道路
 - (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
 - (緑線) 都道府県管理一般道路
 - (黄線) その他道路(市管理道路等)
 - (点線) 水底・長大トンネル
- 緊急輸送道路**
- (薄青線) 高速道路会社管理道路
 - (薄赤線) 国管理道路
 - (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路
- 都道府県庁
● 市町村庁舎
(最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
— (黒細破線) 市町村境界
— (黒線) 都道府県境界
- 航空輸送拠点候補地
 - ▲ 進出拠点
 - △ 広域進出拠点
(名称の下線は、中核結油所が有)
 - ◎ 航空機用救助活動拠点候補地
- 想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾
- 想定震度7域
 - 想定震度6強域
 - 想定震度6弱域
 - 想定津波浸水域
- IC 主な関係インターチェンジ
JCT 主な関係ジャンクション
IC等 緊急通行車再確認標識交付機関所(※)

1) 降例震度分布(南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告))
2) 津波(ケース1)、3、4、5の浸水想定域を含む区域
※標識交付機関所は、本計画を踏まえて管轄が確かなら、定めているもの

作成年月日 令和2年3月31日



0 15 30 45 60 Km

【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図[北陸]

凡例

緊急輸送ルート

- (再二重線) 高速道路会社管理道路
- (赤二重線) 国管理自動車専用道路
- (赤線) 国管理一般道路
- (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
- (緑線) 都道府県管理一般道路
- (黄線) その他道路(市管理道路等)
- (破線) 水底・長大トンネル

緊急輸送道路

- (薄青線) 高速道路会社管理道路
- (薄赤線) 国管理道路
- (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路

◎ 都道府県庁
● 市町村庁舎
(最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
— (黒細破線) 市町村境界
— (黒線) 都道府県境界

▲ 航空搬送拠点候補地
▲ 進出拠点
▲ 広域進出拠点
(名称の下線は、中核給油所が有)
◎ 航空機用救助活動拠点候補地

想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾

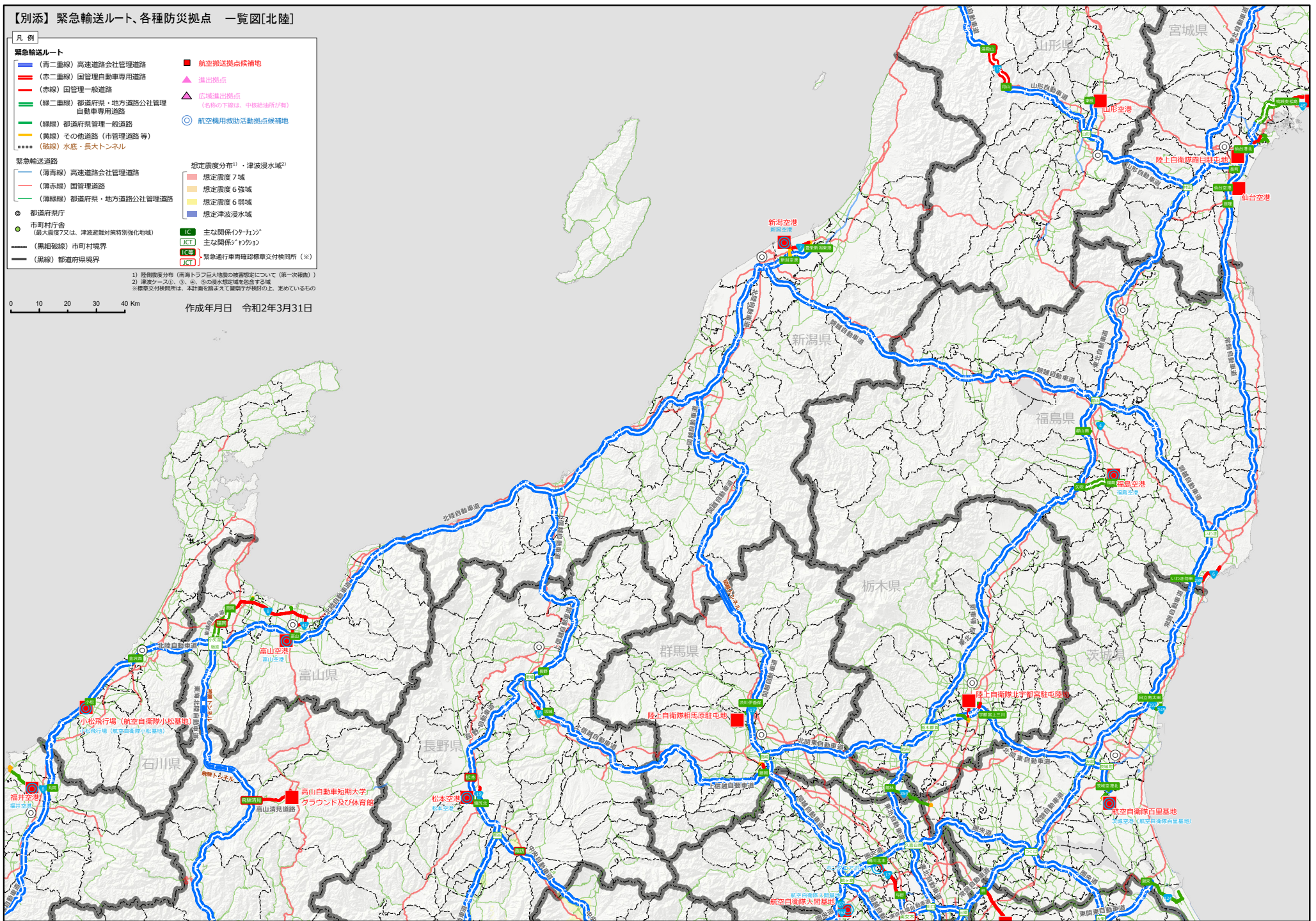
- 想定震度7域
- 想定震度6強域
- 想定震度6弱域
- 想定津波浸水域

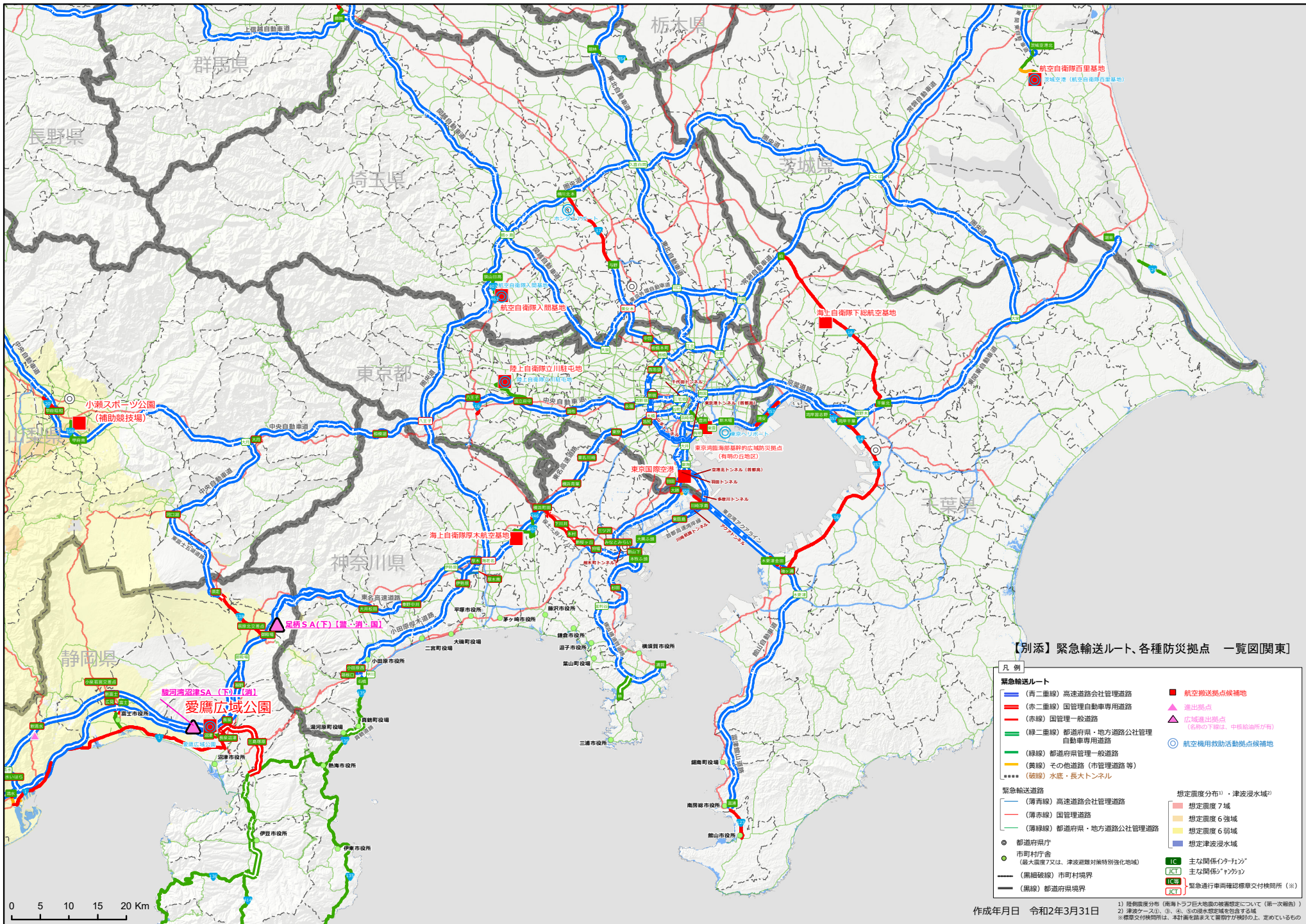
IC 主な関係インターチェンジ
JCT 主な関係ジャンクション
ETC 緊急通行車両確認標識交付検問所(※)

1) 降雨震度分布(南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次編))
2) 津波ケース①、②、④、⑤の浸水域想定域を包含する域
※標識交付検問所は、本計画を踏まえて国が7が強制の上、定めているもの

0 10 20 30 40 Km

作成年月日 令和2年3月31日





【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図[関東]

凡例

緊急輸送ルート

- (青二重線) 高速道路会社管理道路
- (赤二重線) 国管理自動車専用道路
- (赤線) 国管理一般道路
- (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
- (緑線) 都道府県管理一般道路
- (黄線) その他道路(市管理道路等)
- (破線) 水底・長大トンネル

緊急輸送道路

- (薄青線) 高速道路会社管理道路
- (薄赤線) 国管理道路
- (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路

● 都道府県庁
● 市町村庁舎
(最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
(黒細破線) 市町村境界
(黒線) 都道府県境界

■ 航空搬送拠点候補地
▲ 進出拠点
△ 広域進出拠点 (名称の下線は、中核給油所が有)

◎ 航空機用救助活動拠点候補地

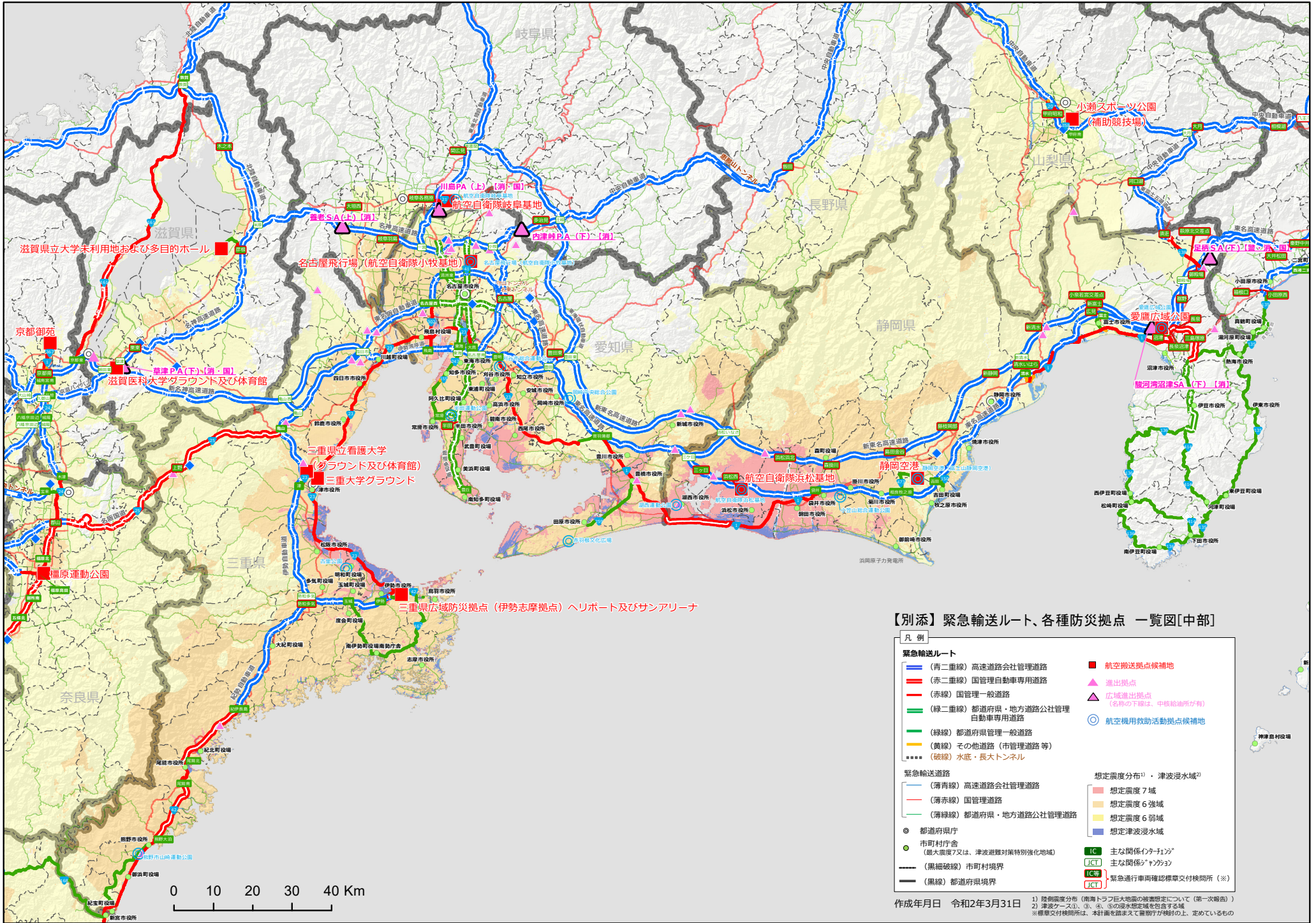
想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾

- 想定震度7域
- 想定震度6強域
- 想定震度6弱域
- 想定津波浸水域

■ 主な関係機関³⁾
■ 主な関係⁴⁾「リンク」
■ 緊急通行車両確認標準交付機関所⁵⁾ ※

作成年月日 令和2年3月31日

1) 誘引圏分布(南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告))
2) 津波ケース①、②、④、⑤の浸水域を含む区域
※標準交付機関所は、本計画を踏まえて建設庁が検討の上、定めているもの



【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図【中部】

凡例

緊急輸送ルート

- (青二重線) 高速道路会社管理道路
- (赤二重線) 国管理自動車専用道路
- (赤線) 国管理一般道路
- (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
- (緑線) 都道府県管理一般道路
- (黄線) その他道路(市管理道路等)
- (破線) 水底・長大トンネル

緊急輸送道路

- (薄青線) 高速道路会社管理道路
- (薄赤線) 国管理道路
- (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路

● 都道府県庁
● 市町村庁舎
(最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)

● (黒細破線) 市町村境界
● (黒線) 都道府県境界

■ 航空搬送拠点候補地
▲ 進出拠点
▲ 広域進出拠点
(名称の下線は、中核給油所が有)

◎ 航空機用救助活動拠点候補地

想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾

- 想定震度7域
- 想定震度6強域
- 想定震度6弱域
- 想定津波浸水域

IC 主な関係インターチェンジ
JCT 主な関係ジャンクション
IC等 緊急通行車両確認標準交付検問所(※)

作成年月日 令和2年3月31日

1) 誘引震度分布(南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告))
2) 津波クラス①、②、③、④の浸水想定域を包含する域
※標準交付検問所は、本計画を踏まえて警察庁が検討の上、定めているもの



【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図[中国]

凡例

緊急輸送ルート

- (青二重線) 高速道路会社管理道路
- (赤二重線) 国管理自動車専用道路
- (赤線) 国管理一般道路
- (緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
- (緑線) 都道府県管理一般道路
- (黄線) その他道路(市管理道路等)
- (破線) 水底・長大トンネル

緊急輸送道路

- (薄青線) 高速道路会社管理道路
- (薄赤線) 国管理道路
- (薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路

● 都道府県庁
○ 市町村庁舎
(最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)
— (黒細破線) 市町村境界
— (黒線) 都道府県境界

■ 航空搬送拠点候補地
▲ 進出拠点
▲ 広域進出拠点
(名称の下線は、中継給油所が有)
◎ 航空機用救助活動拠点候補地

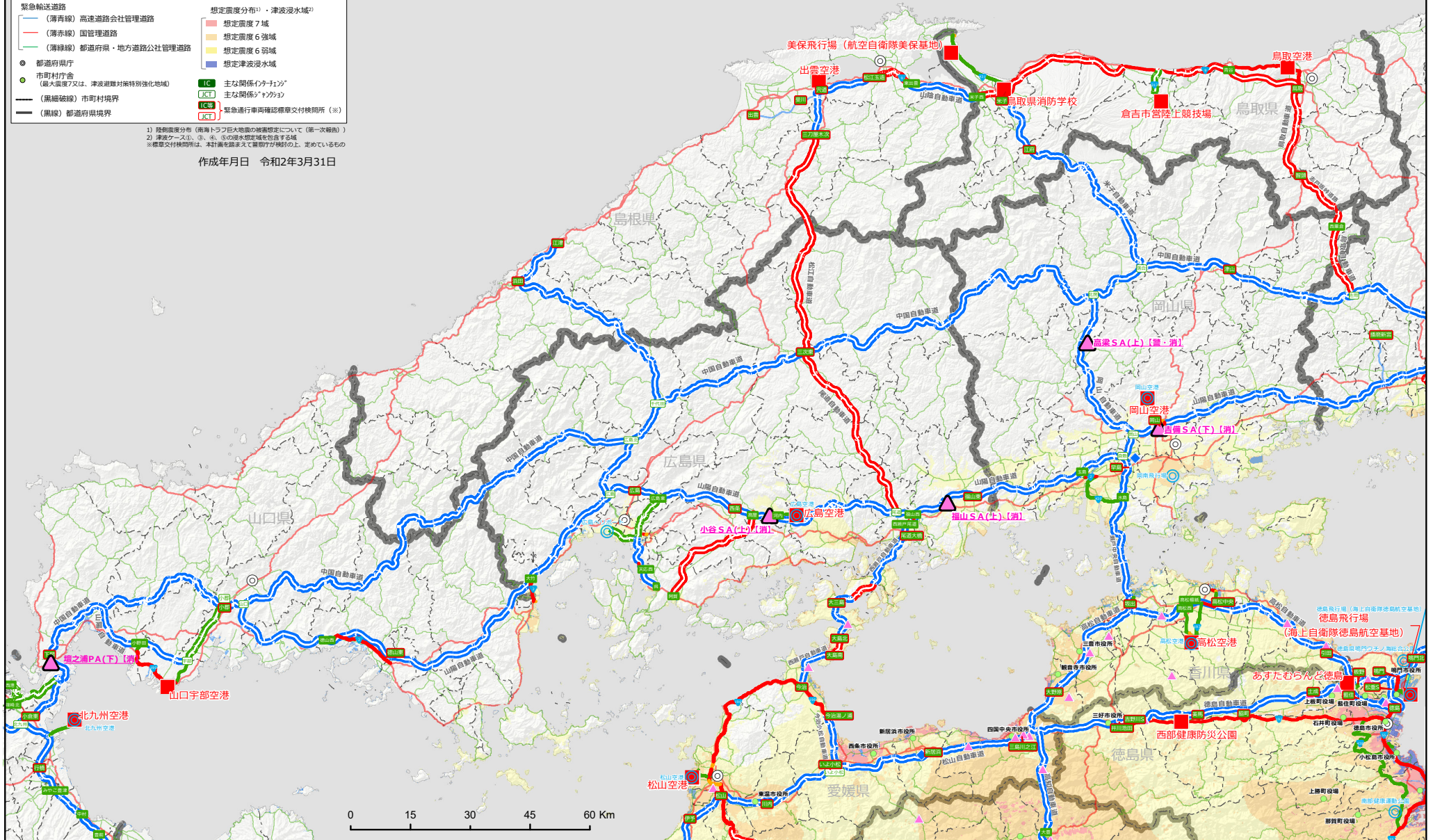
想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾

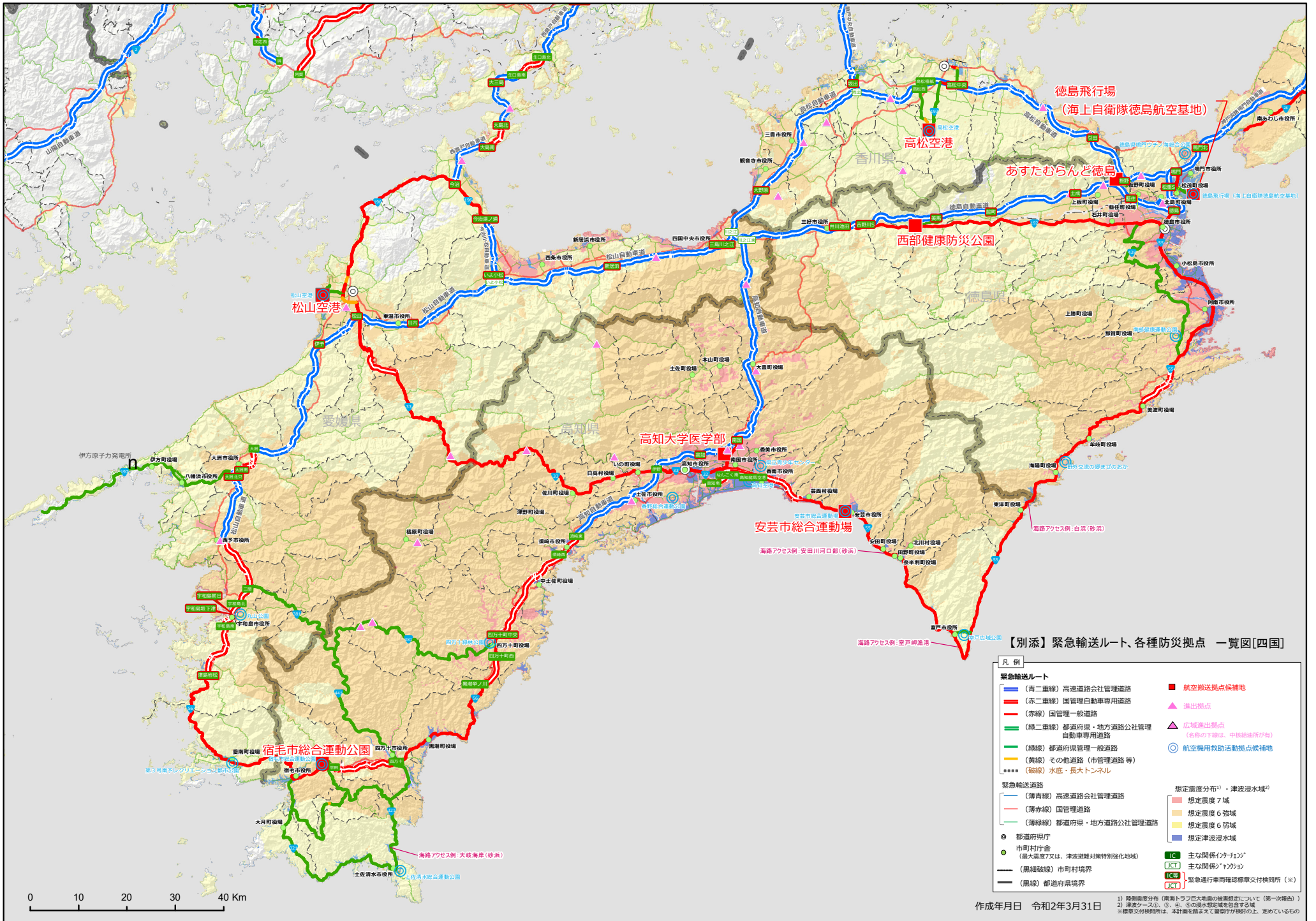
- 想定震度7域
- 想定震度6強域
- 想定震度6弱域
- 想定津波浸水域

IC 主な関係インターチェンジ
JCT 主な関係ジャンクション
IC等 緊急通行車両確認標準交付機関所(※)
JCT

1) 降例震度分布(南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告))
2) 津波ケース①、③、④、⑤の浸水想定域を包含する域
※標準交付機関所は、本計画を踏まえて管轄7が検討の上、定めているもの

作成年月日 令和2年3月31日



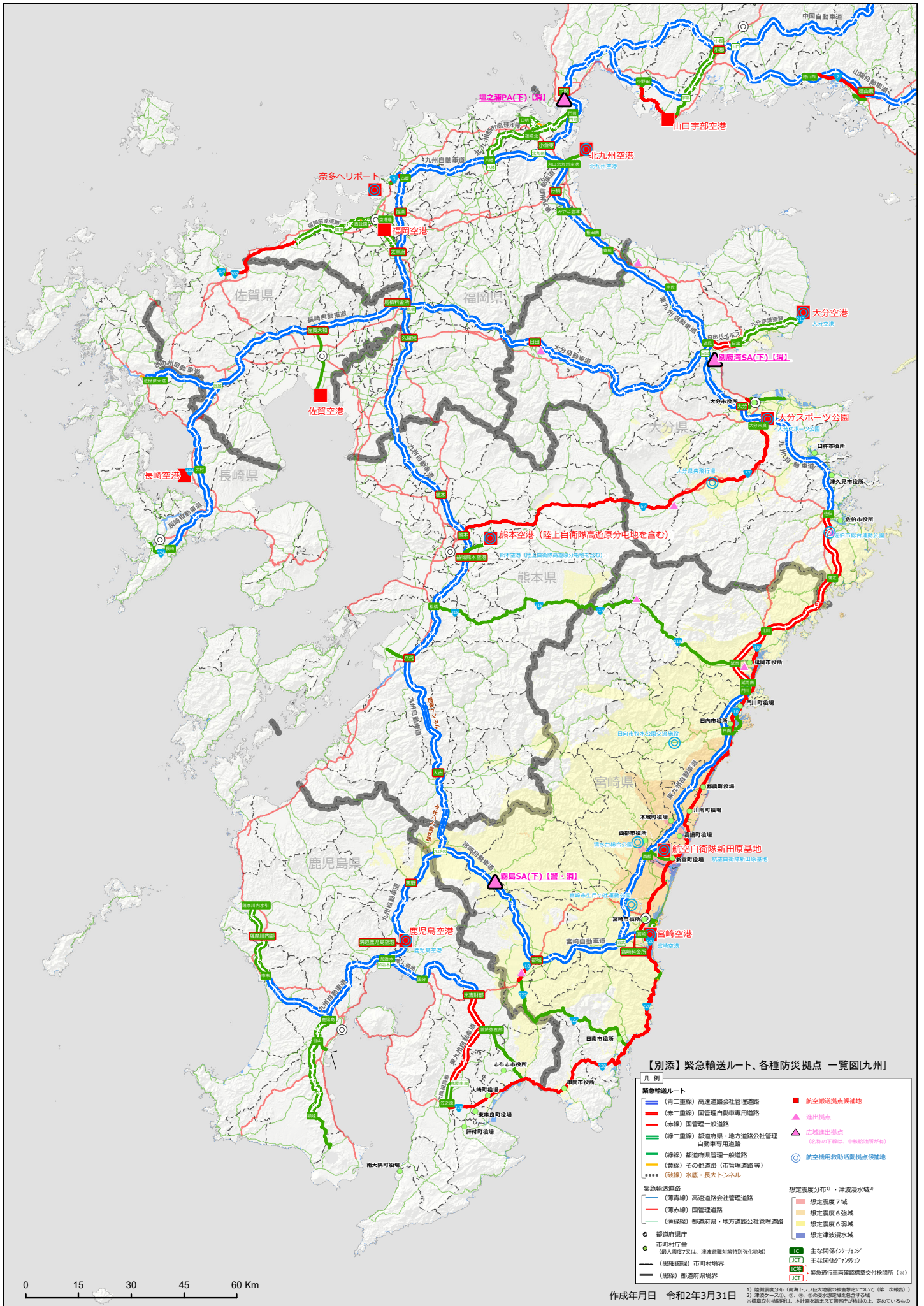


【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図[四国]

緊急輸送ルート		緊急輸送拠点	
(青二重線) 高速道路会社管理道路	(赤二重線) 国管理自動車専用道路	(赤線) 国管理一般道路	(緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
(緑二重線) 都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路	(緑線) 都道府県管理一般道路	(黄線) その他道路(市管理道路等)	(破線) 水底・長大トンネル
(薄青線) 高速道路会社管理道路	(薄赤線) 国管理道路	(薄緑線) 都道府県・地方道路公社管理道路	
◎ 都道府県庁	● 市町村庁舎	○ 航空機用救助活動拠点候補地	■ 航空機送迎拠点候補地
○ (最大震度7又は、津波避難対策特別強化地域)	○ (黒線破線) 市町村境界	○ (黒線) 都道府県境界	▲ 進出拠点
			△ 広域進出拠点 (名称の下線は、中継給油所あり)
			● 緊急輸送車両確認検査交付機関所(※)
			■ 想定震度分布 ¹⁾ ・津波浸水域 ²⁾
			■ 想定震度7域
			■ 想定震度6強域
			■ 想定震度6弱域
			■ 想定津波浸水域
			■ IC 主な関係庁(タ)・タ
			■ ICT 主な関係庁(タ)・タ
			■ IC等 緊急輸送車両確認検査交付機関所(※)

作成年月日 令和2年3月31日

1) 揺動震度分布 (南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告))
 2) 津波ケース①、②、③、④の浸水想定区域を包含する域
 ※標準交付機関所は、本計画を踏まえて業務庁が検討の上、定めているもの



【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図[九州]

凡例

緊急輸送ルート

- （青二重線）高速道路会社管理道路
- （薄赤線）国管理自動車専用道路
- （赤線）国管理一般道路
- （薄緑線）都道府県・地方道路公社管理自動車専用道路
- （緑線）都道府県管理一般道路
- （黄線）その他道路（市管理道路等）
- （破線）水底・長大トンネル

緊急輸送道路

- （薄青線）高速道路会社管理道路
- （薄赤線）国管理道路
- （薄緑線）都道府県・地方道路公社管理道路

- 都道府県庁
- 市町村庁舎
（最大震度7又は、津波避難特別強化地域）
- （黒細破線）市町村境界
- （黒線）都道府県境界

- 航空防災拠点候補地
- ▲ 進出拠点
- △ 広域進出拠点
（名称の下線は、中継拠点あり）
- ◎ 航空機用救助活動拠点候補地

- 想定震度分布¹⁾・津波浸水域²⁾
- 想定震度7域
- 想定震度6強域
- 想定震度6弱域
- 想定津波浸水域
- 主な関係機関・団体
- 主な関係機関の所在地
- 緊急輸送車両確認センター事務所（※）